
論 説

フェーデ通告と通告状の一考察

—— 都市戦争時代のフランクフルトについて ——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
 - (1) 考察の発端
 - (2) 問題の提起と問題関心
- 2 ラントツヴィンガーとしてのフェーデ通告者
 - (1) 「変格な」フェーデ通告の問題
 - (2) ラント離脱者によるフェーデ通告
- 3 フェーデ通告状による通告ということ
 - (1) 口頭による通告と書面による通告
 - (2) 通告状二題
- 4 フェーデ通告状の発行
 - (1) 史料としての通告状
 - (2) 通告状発行の理由
 - (3) 通告状の発信とその受理
- 5 同盟関係と通告状
 - (1) ライン都市同盟の成立とフェーデ
 - (2) フランクフルトとライン都市同盟
 - (3) シュヴァーベン都市同盟とフランクフルト
- 6 紛争と平和形成
 - (1) 紛争態様と加害事情
 - (2) 平和形成のありよう

論 説

(3) フェーデの通告とフェーデの実行

7 おわりに

1 はじめに

(1) 考察の発端

コンラート・ルーザー編の史料集『上部ドイツ都市同盟関係証書および関係文書』（以下では、ルーザー編・史料集と略記する）の第3巻（現在までのところ3分冊が刊行されている）⁽¹⁾は1381年から1405年にいたる南ドイツにおける都市同盟関係文書を印行、収録するが（全3165点）、このなかにはフェーデ通告状を中心にフェーデ通告関係の文書が比較的数量多く含まれ、第2巻（全2分冊）⁽²⁾と比べ、ひとつの特徴をなしている。第2巻は1347年から1380年までをとりあげ、精精ニュルンベルクに関わる一連のフェーデ通告状（すべて1372年のもの）⁽³⁾が目を惹くに止まる。これにたいし第3巻には、ライン、ヴェッテラウ、シュヴァーベン、フランケンおよびスイスのさまざまな都市に関わる通告状がみいだされる。ただ、本巻に収められている通告状は、これらの都市が都市同盟の一員としてフェーデ通告に関わっている場合にかぎられている。都市同盟とは無関係に、都市がそれぞれの事情で周域の貴族と紛争に陥り、結果フェーデ通告に関わったときに発せられる通告状は、ルーザー編・史料集第3巻があつかうところではない。

本巻に収められたものによってみるかぎりでも多数のフェーデ通告が発せられた間の事情は、1988年1月に始まりほぼ一年余りをかけて戦われた都市戦争にあるし、1981年前後以降都市戦争期へと繋がっていく時期における同盟諸都市と諸侯・貴族・騎士との争いにある。こうした都市戦争時代——本稿では、1381年から1389年にかけての時期全体をこう呼んでおこう——については瀬原義生氏が「シュヴァーベン都市同盟（1376-1389）

について」⁽⁴⁾で論及している。

そこで本稿では、本巻に収められているフェーデ通告状を中心にフェーデ通告について考察したい。本巻に収録されたかたちでの通告状、および通告関係文書については、これまでまだ取り上げられていないようである。これら諸文書のうち本稿では、フランクフルトに関わるものを中心にみていきたい。同市に関わる通告状等関係の文書は比較的数量多く本巻に収められている。同市はフェーデ通告をめぐってひとつの中心的な地位を占めていたとみられる。この点についてフランクフルト自身こう語っていたのを紹介しておこう。「われらは、われら自身の敵と、われらが加盟する盟約諸都市の敵との、両面の敵を迎えて手一杯の状態にある („wir etwe vielviende haben, beide von unser selbs und auch unsere eitgenossin wegin“)」と (Nr.112)⁽⁵⁾。フランクフルト関係の通告状には、種種のものがある。ここでいちおうの整理をしておけば、(a) フランクフルトが発した通告状⁽⁶⁾と、同市に出されたもの⁽⁷⁾がある。(b) フランクフルトがライン都市同盟と共に発し、また同同盟自身が発した通告状⁽⁸⁾があり、同市と同同盟が受け取った⁽⁹⁾ものがある。(c) フランクフルトがライン都市同盟とシュヴァーベン都市同盟と共に受け、また両同盟自身が受けた⁽¹⁰⁾通告状がある。

フランクフルトは1381年から1425年にかけての45年間に少なくとも229回のフェーデにまきこまれたといわれるが⁽¹¹⁾、本稿でフランクフルト、ライン都市同盟、シュヴァーベン都市同盟に関わる通告状文書、関係文書をじっさいにとりあげ、分析を加えるのは主として1381年9月ころから翌年4月ころにかけての、都市戦争時代初期についてである。1389年にいたる都市戦争全時代を一時に取り上げるだけの余裕はない⁽¹²⁾。そこで当面、当該初期のものを通告状のひとつのサンプルとしてみていきたい。なお、中世フランクフルト市史については、わが国では周知のように小倉欣一氏の研究があり、ここには都市戦争期におけるフェーデ通告例として1389年2月16日宿敵クロンベルク城の領主がフランクフルトに向けておこなった

もの (Nr.1321) について、通告状原文も掲げられていて⁽¹³⁾、興味深い。

では、フェーデ通告状を組上に載せて考察をおこなう意義はどこにあるのであろうか。節を改めてのべたい。

(2) 問題の提起と問題関心

かつて花田清輝氏は『日本のルネッサンス人』で鬼平こと長谷川平蔵^{のぶ}宣^{ため}以を取り上げるなかでこうのべたことがある（「赤ん坊屋敷」）。「火付盗賊改方と人足寄場取扱とを兼ね、無宿者たちにたいして、暴力的な弾圧と、非暴力的な搾取とをもって臨んだことは、やはり、達見だったとおもわな^いわけにはいかない」と⁽¹⁴⁾。この発言には、フェーデの通告について考えるのになにかしら興味を惹きつけられるものがある。ここに搾取とは、罪の有無いかんにかかわらず寄場人足となった無宿者におこなわせた油しほりの作業（「工場制手工業」）を指している。ただ、「食うや食わず」の彼らに大規模な製油作業をなしとげさせるのが果たして「非暴力的」なのかどうかは、素直には肯けない⁽¹⁵⁾。いわんや、罪を犯した覚えのない者が無宿者ということだけで寄場送りにされるのであってみれば、なおさらのことであろう。「暴力的」・「非暴力的」を別のことばに置き換えるのはなかなか難しいのは、例えば「平和」ということばについてもいえよう⁽¹⁶⁾。また「暴力的」と「非暴力的」との境界はなんであろうか。これを言い表わすことも、容易ではない。

ともあれ、花田氏の言葉にならっていうと、フェーデ通告とは、非暴力的なもの、暴力的なもの、とが組みあわさった、もしくは、表裏一体となったひとつの社会的しくみであったといえるのではないだろうか。一方で或る者がなんらかの理由でフェーデを通告し、他方でその受け手がなんらかの応答をおこなう（対応する）ということは、一種のコミュニケーションを意味し、通告のこうした発信・受信そのものは「非暴力的」な行為であろう。では、上記のように、フェーデ通告が非暴力的なもの、暴力的なもの、とが組みあわさった、もしくは、表裏一体となった社会的しくみとい

うのであれば、通告・被通告のコミュニケーションはどのように「暴力的」なるものともなるのであろうか。フェーデ通告をめぐる「暴力的」なるありようと、「非暴力的」なるありよとの関係の問題が、ここでも顔を出してくる。

このところで、長谷川平蔵が「火付盗賊改方と人足寄場取扱とを兼ね、無宿者たちにたいして、暴力的な弾圧と、非暴力的な搾取とをもって臨んだ」のは彼の「達見だった」と花田氏がみていた（上記）のに、注目したい。というわけは、こうである。平蔵が「暴力的な弾圧」をもって臨みえたのは、「非暴力的な搾取」のシステムができあがっていることと少なからぬ関係があったとおもわれる。「非暴力的な搾取」のシステムができあがっているからこそ、彼は「暴力的な弾圧」に踏み切りえたのであり、しかも弾圧に秋霜烈日な様相が加わりえたのではないだろうか、ということである。このことを、フェーデ通告と通告状についてしてみると、フェーデ通告の発信・受信ということはそれ自体としてみれば上記の通りひとつのコミュニケーションが成り立っており、あるいは成り立ちうることを示している。このかぎりではそれは「非暴力的な」存在であり、ひとつの法的=社会的しくみである。しかもそれが「非暴力的な」法的=社会的しくみとして存在したからこそ、通告と通告状のなかに「暴力的」なるものを取り込むことができ、しかもこの「暴力的」なるものを通告の発信・受信のコミュニケーション実現のための担保となしえた、ということにならないであらうか。

では、この〈暴力的〉なるものとは、なんであらうか。またこれが〈非暴力的〉なるもののなかに取り込まれているというのは、どのようなことであらうか。本稿では、フェーデ通告と通告状を通して、これらの問題を考えてみたい。

このような問題提起のもとに、14世紀80年代のフランクフルトをめぐるフェーデ通告と通告状について考察をおこなうについて、筆者の問題関心をひとことのべておきたい。それは、フェーデ通告の背後にあった〈紛争

論 説

(conflicts)〉の問題に関わる。この点についてのべる前に、フェーデそのものの意味をここであらかじめはっきりさせておこう。〈フェーデ通告はフェーデの開始である〉とはフェーデを取り上げる論者たちが一様に口にする言葉だが、では、フェーデとはなにか、となると、歯切れは必ずしもよいとはいえない。本稿では、通告状に〈余は貴殿の敵 („fiende“) とならん〉(後述)とあるところから、フェーデとは〈敵となること〉すなわち〈敵対関係 (Feindschaft)〉 („vientschafft“) (Nr.109) を指すものと理解する⁽¹⁷⁾。敵対関係という或る状態をいう。敵対関係に基づく行動は別である。もちろん、フェーデの言葉は、状況に応じて敵対関係の状態と行動との双方を含み、あるいは行動のみを指すことがある。本稿では敵対関係の状態とみるのである。従って、フェーデの通告とは、通告者が相手側(被通告者)に向かい、相手側と敵対関係に入るのを宣言することを意味する。通告は〈敵対関係の開始〉を提示することであり、通告状はたしかに〈敵対関係の開始状〉を示すものといえる。なおルーザー編・史料集第3巻では〈フェーデ〉の言葉はほとんどの場合 „krieg (戦争)“ (Nr.113) として、従って〈フェーデにおよぶ〉は „krieger (戦争を戦う)“ (Nr.69) として言い表わされている。

ところで、フェーデの通告は、これによって通告者が相手側と敵対関係の状態に入りこそすれ、もとより、それによって初めて紛争状態に陥ることは意味しない。紛争は通告以前に当事者(通告者側と相手側)間で起きていた。通告状に度々現われる言葉で示せば、「不法 („unrecht“) 」があったということである。各当事者には、通例支援者(紛争参加者)がいる。紛争が起きると、それにおさまりをつけるため当事者、支援者、および紛争に利害関係をもつ第三者(紛争介入者)といった者らのあいだで〈折衝・交渉〉がすすめられ、妥協(和解)が図られる。その結果これが成ればよいが、成らぬとき紛争は継続する。他方、妥協が成らぬときに紛争はしばしば〈仲裁裁判〉に持ち込まれる。ここで仲裁が成立し、仲裁裁定が遵守されると紛争はいちおう収束をみることになる。たとえ仲裁が成ってもこ

れがじっさいに守られなければ、やはり紛争は継続する。フェーデの通告が起きるのは、このように紛争が継続する最中においてである。

なお、ここで一言しておく、〈紛争におさまりをつける〉（紛争を〈処理する〉方法のひとつ）とは、紛争を〈解決する〉ことではない。紛争の解決はそれとは「次元の異なる問題」（千葉正士）⁽¹⁸⁾である。紛争の解決というのであれば、それは本稿のあつかう時代の問題でいうと、都市戦争時代における都市と都市同盟のありように関する——瀬原氏の言葉を借りていえば、都市はなぜ「政治的従属化」の方向をたどり「国政の主要な担い手」たる路を進みえなかったのか⁽¹⁹⁾——という、14世紀の諸侯・諸貴族による領邦国家確立をめぐる問題とも絡み、帝国国制全体に関わってくる。都市・都市同盟と諸侯ら領邦君主との紛争は広くいえばこのような状況下において生起したのであり、その解決を探るのは、無論15世紀以後も続く。もしかすると、領邦や帝国都市が存続するかぎり神聖ローマ帝国末期まで続く。

では、フェーデの通告——これを書面によって宣言する通告状は、紛争が継続するなかで、いったいどのような意味をもっているのであろうか。たんに〈敵対関係の開始状〉言い換えれば〈宣戦布告状〉とか〈挑戦状〉と捉えることで済むものなのであろうか。すでに、紛争そのものは始まり、依然継続しているのに。しかも、ここで指摘しておきたいのは、紛争とは当事者間の、攻撃・防御の、また逆に防御・攻撃のやりとりであるとみるならば、ここには通例は当事者間に、なんらかの〈敵意〉とか〈敵対〉とかの心理が潜在し、これが働いているはずである。このような状況があるなかで、フェーデの通告状をたんに〈敵対関係の開始状〉と意味づけるだけで、果たして済むのであろうか。

通告状を〈敵対関係の開始状〉——別言すると〈敵対関係（フェーデ）実行予告状〉——とみることに全面的に異議を申し立てるわけではない。この意味があると共に、通告状は〈紛争におさまりをつける〉ための有力な方法のひとつではなかったか、この方法を通して〈平和形成〉に役立て

られたのではなかったか。これが、筆者の問題関心である。

この問題関心のもとで、〈非暴力的〉なものと〈暴力的〉なものとの関係（上述）を含め、通告と通告状を考えたい^(19a)。

2 ラントツヴィンガーとしてのフェーデ通告者

(1) 「変格な」フェーデ通告の問題

前節の問題提起に応じていく前に、フェーデ通告の意義の変化について多少言及したい。フェーデ通告がもっていた意味が、それによってより鮮明なものになるとおもわれるからである。

フェーデ通告の意義の変化についても、前述花田氏の所論がてがかりを与えてくれそうである。彼は、人足寄場におけるマニユファクチュアの出現は、犯罪——ここでは、強盗行為——のありようの変化に関係しているのではないかと問いかける。それによれば、工場制手工業が出現したという事実は、強盗犯が「本格の盗賊から荒稼ぎの強盗団へ移っていった事実」に対応する、というのである。「本格的」盗賊とは、殺生を犯すとか婦女暴行をはたらくとかの行為には手を染めぬ者ら、また「盗まれて難儀をするものへは手を出さぬ」者らの謂いである。これにたいし「荒稼ぎの強盗団」とは、目的には手段を選ばぬ者らをいう。これら「変格の」盗賊による、エスカレートした暴力行為の登場こそは、皮肉なことに、却って「非暴力的な」しくみを生みだすにいたった。二つの事象を結びつけたのは、天明年間（1781～89）農村を離れ、巷に浮浪する者・無宿者が大量に出現し強盗——しかも「変格の」——を志したところにある。花田氏によれば、「これらの強盗予備軍は、同時に労働者の予備軍ではあるまいか」⁽²⁰⁾ というわけなのである。

花田氏は強盗行為の或る変化を取り上げたが、他方変化——「本格」から「変格」へとといった——そのものは、フェーデの通告についてもみるこ

とができよう。「変格な」フェーデ通告にたいしては、世間と国家の目は厳しくなる。

網野善彦氏は名著『無縁・公界・楽』において、「戦国大名の専制的支配の原理」が文書化されたものとされている「寺法」についてこうのべた。「寺法は、戦国大名が自らの意志によって新たに制定したものでは決してない。われわれはそこに、たとえ「敗北」したにせよ、専制的支配を貫徹しようとする戦国大名との闘いを通して、自らの姿をはっきりと刻みこんだ、「無縁」の原理の根深い力をよみとらなくてはならない」と⁽²¹⁾。網野氏は「無縁」・「無縁所」をめぐって考察の筆を江戸時代から始め、中世へと移る。江戸時代では「多少とも例外的」存在となっていた無縁の社会は、時代が遡れば遡るほど、その姿をより鮮明にさせるとみる。氏が時代を遡らせる考察法をとったのは、この趣旨によっていた。

そこで、これにならって本稿も、フェーデ通告の後世史のひとつとして先に16世紀における事情をみてみたい。

(2) ラント離脱者によるフェーデ通告

バンベルク司教領国刑事裁判令（1507年）には「次のことが日々生じている」として下記のようにのべる箇条（第153条「悪意にてラントを離脱する者らにたいする刑罰」）が知られる。「思い上がった者らが人びとを法に違背して脅し、かつ逃げ回ってラントを離れ、[これら]思い上がった加害者らが宿泊、助勢、援助および支援を見出す土地および人間らのもとに赴き、そのため、ときとして、当該地の人びとがそうした加害者らによって著しく危害を被っていることである。また、人びとは、そうした軽率なる者らによる危険と加害とを待ち受けざるをえぬことである。（以下略）」本条によれば、このような「思い上がった者ら („mutwillig person“）」・「軽率なる者ら („leychtvertigen personen“）」は「ラントツヴィンガー („landtzwinger“）」とみなされ、刑罰は斬首に値した。管見するかぎりでは帝国および領邦・都市の史料文書としては1328年ザルツブルク大司教領

領邦令に「森の俳諧者 („holzgeaer“) とラントツヴィンガーはラントと人びととに有害な人間であり、領内在住は認めぬ。(以下略)」(第24条)として初めてその姿をみせるラントツヴィンガーについては、その出自とか、身分はほとんどわかっていない。ただ筆者が16世紀70年代まで諸事例にあたってみたところによれば、そのおおよその人物像は「(A) 略奪者・(B) フェーデ通告状の送付者・(C) 濫訴者、もしくは正規の裁判所に訴え出ぬ者または当該裁判所の判決で満足せぬ者」として浮かび上がった⁽²²⁾。もちろん、これら三者は相互に関連はあるが、とくに16世紀以降は同時代の人びとには、「フェーデ通告状の送付者」として思い描かれていた。

上記バンベルクの刑事裁判令がのべていたのは、このような部類のラントツヴィンガーの走りを示すものとおもわれる。ここでは、「フェーデ通告状の送付者」は「ラント離脱 („aussdretten“)」者として描かれており、「ラント離脱によって、人びとが法から離れる(法を蔑みする)ように(人びとを)脅し、あるいは怖がらせる („bedrohen oder schrecken“) べくもくろむ」者とみなされている。ここからは、〈フェーデを通告するぞ〉と称して土地の人びとを脅すラントツヴィンガーの形姿が浮かんでこよう。このような形姿の中心をなす要素は他ならぬ〈ラントからの離脱〉であった。ほんらい所属すべき〈ラント〉から別の〈ラント〉へと渡り行く現象である。こうした離脱者によるフェーデ通告行為はラントツヴァングとして斬首に処せられる。なおブルンナーによれば、フェーデの通告とは通告の相手との法関係および誠実関係をことごとく絶つことを指し、従って、通告者はこれらの関係から「離脱する (austreten)」者となる⁽²³⁾。ただ、本稿では、フェーデ通告のこうした、いわば一般的な意味については立ち入らない。またブルンナーはラントツヴィンガーにしばしば言及する⁽²⁴⁾。彼は、この者に、本来フェーデ通告をおこなう資格のない者(とくに農民)をみているようである。通告者として行動するこうした者をめぐる問題にも、ここでは立ち入らない。ただ、このことに関連するとおもわれるのでひとこと指摘しておきたいのは、ブルンナーが取り上げるフェーデ事例で

ある。彼は、都市が関わるフェーデは論外とし、もっぱら世俗領主世界における「騎士フェーデ」を取り上げる。そのことは、従来余り問題にされてこなかったことだが、彼の主著の副題にある「オーストリア国制史」の問題と関わりがあるのであろうか。

フェーデ通告状の送付者がラント離脱者たる状況にあったことは、すでに前世紀に垣間知られる。1474年6月20日グラーフシャフト・ティロール、ボーツェン（Bozen）の領邦議会において諸身分（„gemeiner lanndschaftt“）と領邦君主ジグムント大公とのあいだで決議（全7箇条）が交わされたが⁽²⁵⁾、ここにみえる事例である。本決議を必要とした理由は、ラントにおける「欠乏と困窮（„menngl und gepresten“）」にあった。伝来の弊習が未だ取り去られていない、ということであろう。これが目下、領邦議会において協議されるべき懸案事項となっていて、決議にいたったわけである。こうした懸案事項は、おそらくラント民（„lanndlewten“）が君主に提出した苦情嘆願に由来していたものとおもわれる。

本決議の第7条の表題は「フェーデ通告者（„Absager“）」とあり、また本文冒頭には「脅迫者とフェーデ通告者について（„Item von der droer und absager wegen“）」とみえる。ここには、〈脅迫者〉と〈フェーデ通告者〉とは同一範疇にあるものとみなされているのがわかる。「（ラントの）少なからぬ者が、軽率さのゆえに（„meniger aus leichtvertigkhait“）」こうした脅迫やフェーデ通告の行為（〈フェーデを仕掛けるぞ〉と土地の人びとを脅す行為）に向かっている、というのである。しかも彼らは、ラントの離脱者——ここでは、裁判区と裁判区のあいだを放浪し、渡り歩く者——と解されていた。渡り歩く先先でラント民（ラント裁判区民）を脅すのである。このことは、決議本文中に、このべられていたところから窺うことができる。すなわち「彼および彼らフェーデ通告者」は、ラント民らがおさおさ怠りなく追跡する（„fleissigklich nachstellen“）標的となっていること、その者らを捕らえるについては隣接するラント裁判所は相互に助力（„ain gericht dem anndern darin hilflich“）するよう求められてい

論 説

ること、である。そうのべられていた追跡、逮捕等は従来から命じられていることなのだが、本決議は新たにこう定める。ラント民がそうした者らを泊め („hawsen,hofen“)、援助し支援する („lifern oder furschieben“) のを禁じる、と。かつ、とりわけラント裁判官には、こう命じられる。君主の同意・了承なしにフェーデ通告者らに自由通行の保障 („gelaitt“) を与えろとか、「彼らとおりあう („mit in . . . abkommen lassen“) 」とかのことはせぬように、と。「彼らとおりあう」というのはいろいろな形態があるろうが、要するに君主に無断で、つまり私的にフェーデ通告者らと談合を交わし、延いては彼らを見逃すことを指していよう。ともあれ、この点は、フェーデ通告者がしばしば徒党を組んでいてラント裁判官らにとってなかなか荷やっかいな存在であったこと、そのために裁判官らはとにかく彼らに迎合し勝ちであった、といった事情があったことを物語っていよう。

この関連で、思い起こされるのは、皇帝カール四世の金印勅書 (1356年) 中の箇条「フェーデ通告について」(第17条) であり、これによれば、通告者が「家宅をもたぬ場所で、あるいは、そこに相手と共同して居住せぬ場所」においてフェーデの通告におよぶ者は、名誉を失うべし、と定められていた⁽²⁶⁾。このような箇条が本勅書に盛られたということ自体がすでに、名誉を失うべきフェーデ通告形態が当時現実に存在していたことを想像させる。しかも、以後の歴史は、上記ティロールの事例、バンベルクの事例から窺うに、不名誉なるフェーデ通告、すなわち「変格の」通告がさらに進行していったことをおもわせる。ともあれ、16世紀において、ラント離脱者といった特定部類の者による行動としてのフェーデ通告は、不法なる行為である、とのレッテルを貼られ、刑罰が科せられる対象となっていた。

では、本稿が取り上げる14世紀80年代におけるフェーデ通告の具体的様相は、どのようなものであったのであろうか。

3 フェーデ通告状による通告ということ

(1) 口頭による通告と書面による通告

ルーザー編・史料集第3巻においては「フェーデを通告する」は„widdersagen“と呼ばれる。「フェーデ通告状」は„widdersages brieff“とあり(Nr.139)、これが一般的な名称である。稀に„entsagbrief“ (Nr.2471) とか „bewaresbriefe“ (Nr.182) とみえる。通告状には当事者自身のそれと、当事者の支援者(とくに同盟市)のそれとがあった。

これまで本稿では、フェーデの通告は通告状という文書によるのがあたりまえであるかのような言い方をしてきたが、ではなぜ、通告は書面によっていたのか。口頭による通告はなかったのであろうか。一般に、通告は使者によって口頭でもって、あるいは——しかも大部分は——文書によって、すなわち「通告状(Absagebrief)」によって実行されたとされる⁽²⁷⁾。ここには口頭による通告が挙げられている。しかも、通告者本人(通例、通告状に自己の印章を捺す者)はこれをおこなわないかのようにみえる。他方、通告状による通告は使者ではなく、通告者本人が文書を相手側に届けるとのようにも読める。通告はしかし、通例使者を通しておこなわれるようである。たまたま目にする図画によると、フェーデ通告は、あるいは4都市からの4使者各人が左手に使者棒をもち右手に書面を掲げ相手都市の城門に迫り、あるいは騎馬武者が右手にもつ長い枝木の先に通告状書面を挟み込み相手の城門に駆けつける⁽²⁸⁾。このかぎりでは、通告は当然のことのように、通告者の使者が届ける文書によるものと解されていたことになろう。従って、通告は〈使者の口頭によって、あるいは使者のもたらす文書によって〉実施された、というのがより正確な言い方となろう。

口頭によるフェーデ通告については本稿が取り上げている都市戦争時代において管見のかぎり事例は確認できない。やや古い時代ザクセンシュピー

ゲル・レーエン法によれば (76 § 5)、封臣は封主にたいし、封主は封臣にたいし、封建法に基づいてそれぞれ封建関係の廃棄を通告し („untseggen“) うる、ただし「彼 (通告者) 自らが彼 (被通告者) 自身におこなうのでなければ („wan he selve eme selvene“) 」通告をなしえない。また、通告後一日と一夜を経た後でなければ、一方は他方にたいし損害を与え („scaden“) えない、つまりフェーデの実行はなしえない。以上によれば、厳密には、通告のいわば〈当人主義〉がのべられているだけで、通告は口頭によらなければならない、とまではいっていない。文書によっても当人主義は貫かれうる。ただ、注釈書 (アウクスブルク・1516年) には、通告は「口頭から口頭へと („van munde to munde“) 」なすべしとある (受け手も口頭でもって応じるべし、ということであろうか)。口頭主義がはっきりみえている⁽²⁹⁾。なお、当人主義の原理は、通告行為の古い形態として、文芸作品に知られるとされるが、手袋を相手に投げつけるなどの象徴的行為 (これには、決闘の思考が紛れ込んでいるという)⁽³⁰⁾ に、元来由来するのかもしれない。

これはともかく、通告が「大部分」通告状という書面によっていた (上記) のは、なぜであろうか。これについては、これまでほとんど考察が加えられていない。もちろん、14-15世紀にみられる、文書活用の拡大化に大きく依拠する現象としても理解できるであろう。しかも、他ならぬ世俗領主圏への文書化の拡大波及のひとつとして⁽³¹⁾。これはこれで間違いはなかろうが、他ならぬ文書による通告の問題は依然として残る。すなわち、どうして書面による通告であったのでであろうか。この質問は、つぎのように問い直すと、ヨリわかり易いかもしれない。書面による通告がいかなる役割を果たしていたのか、と。ひとことでいえば、文書による通告は予め書面に記録したうえの通告であるから、〈通告の保存〉が利くということにある。しかも、通告の保存が利くとは、通告がおこなわれたことが証拠として後々まで確認できるということに他ならない。そしてこのことが、次の問題すなわち通告状の内容の問題に繋がってくるのである。

(2) 通告状二題

ルーザー編・史料集第3巻によってわれわれが接することのできる通告状文書の最初のもは、1381年10月7日の日付をもち、しかも他ならぬフランクフルトに関係している (Nr.61)。同年10月初旬から翌年2月初旬までの4ヶ月間に、フランクフルト市から、またライン都市同盟参加の諸都市から、矢継ぎ早にフェーデ通告状が発せられたが、その最初期の事例が、この、フランクフルト市参事会からコンツマン・ベッカーなる者に宛てられた通告状であった。この全文は、以下の通りである。(なお、文中の[イ][ロ][ハ]は、後述の便宜のため、引用者が挿入したもの。)

われらフランクフルト市参事会から

コンツマン・ベダー・フォン・シュパイアは、次のことをしるべし。われらの誓約同盟仲間 („unser eytgenossin“) たるヴォルムス市がわれらに書面をもって伝えてきた。そこもとと、そこもとの支援者とか、不法にも、同市に戦いをしかけ、同市に損害を与えたこと、かつ、われらに、われらがそこもとと、そこもとの支援者との敵となるよう、われらに求めてきたこと、これである。それがゆえに、われらは、われらが都市同盟の指示するところにしたが、ヴォルムス市のために („durch der von Wormesse willen“)、[イ]そこもとと、そこもとの支援者との敵たらんと欲し、[ロ]同市の平和と非平和と命運を共にせんと望むものなり。かつ、[ハ]以上によって、われらは、そこもとと、そこもとの支援者とにたいし、われらの名誉が護られたものと願うものなり。

われらの市の印章を捺してディオニシウスの日にいるる2週間前の日に⁽³²⁾。

本稿の考察は、本通告状を起点としたい。フランクフルト市からの通告状はこれ以後続いていく(後述)。ただ、こうしたコンツマンとか他の領

論 説

主らからの通告状は、この時期については、少なくともルーザー編・史料集第3巻からは知られない。関係の通告状は、すぐ下でのべるように、もう少し後になってから出される。ともあれ、通告状のもう一例として、逆に、フランクフルトに向けられたものをみてみよう。ただ1381年といった同時代のものではなく、いささか後年のものである。それはコンラート・シュピーゲルなる一騎士による通告状 (Nr.1288) を指し、しかも、その発行の年1389年1月1日の時代というのは、都市戦争が大詰めを迎え、戦争の収束が図られていたときである。全文は以下の通りとなる。

貴殿らフランクフルトの市長、市参事会および市民は、次のことを知るべし。高貴の身分の諸侯であり領主である、また神聖ローマ帝国最高位の内膳頭でもあるバイエルン大公、かつライン宮中伯のループレヒト老は、余にこうしらせてきた。貴殿らが、著しい思い上がりの念によって、また不法に、さらに、彼[ループレヒト宮中伯]による裁判に応じるよう命じた、余の主君たる国王[ヴェンツェル]の命令にも背いて、彼に戦いをしかけ、損害を与え、これによって貴殿らは余の主君の国王に不服従たることを望んだこと、これである。貴殿らが上記の余の主君ループレヒト老大公にたいして犯したこのような不法のゆえに („umme daz unrecht“)、余たる騎士コンラート・シュピーゲルは、[イ]貴殿らと貴殿らの支援者との敵たらんと欲し、上記の余の主君を援助せんと望むものなり。かつ[ロ]彼の平和と非平和と命運を共にせんと欲し、[ハ]これによって、余は貴殿らにたいし余[の名誉]を護らんと欲するものなり。本状文書は、余の印章を捺すことによって封じられる。

1389年の新年の日に作成される⁽³³⁾。

一般に、都市以外のこのコンラートのような領主層——なおコンラートは、帝国騎士 („mijnem hern deme konnige“) の身分のままライン宮中伯ループレヒト (老) に仕えていたようである——からの通告の事例は、ルー

ザー編・史料集第3巻によってみるかぎり比較的遅い。1388年12月4日フランクフルトとライン都市同盟に向けた、ゴットフリート („Gotfred von Delkilynheyn“) とハイルマン („Heylman von Cronenberg“) による通告 (Nr. 1267) が最初である。

ともかく、以上二例はいずれも、当時の、しかも都市同盟時代の典型的な通告状を示している。都市同盟時代を反映してか通告状発行の理由・経緯が語られているが、通告状の通告状たるゆえんは、上記第一例で示せば、[イ]そこもとと、そこもとの支援者との敵たらん („fiende sin“) と欲し、[ロ]同市の平和と非平和と命運を共にせん („in irem fredin und unfredin sin“) と望み、[ハ]以上によって、われらは、そこもとと、そこもとの支援者とにたいし、われらの名誉が護られ („unser ere gein dir und dinen helffern bewaret“) たものと願う、にある。決まりきった書式でもって、いわば3点セット風の定型文言⁽³⁴⁾が挙げられてあれば、歴とした通告状である。他のこと——通告にいたった理由など——は、まったくのべられていなくてもよい。従って当然に、これら3点の文句だけを語る、いわば三行半風な、全体がごく短く、ほぼ同文の通告状もある。例えば、フランクフルトが発したものとして1385年6月10日 (Nr.681)、1388年6月25日 (Nr.1101) の通告状が、それにあたる。ただ、通告をおこなうのは「われらの同盟市たるハーゲナウ市のために („durch der von Hagenauwe,unsere eytgenossen,willen“)」であるとか、あるいは、同じく「シュレットシュタット市のために」である、といった言葉が添えられているのが、違いといえは違いである。

上記3点セット風の定式文言のなかでは、通告状発行者の「名誉 („unser ere“)」に言及する文章 ([ハ]) が通告状にとって「不可欠なもの」・「核となるもの」⁽³⁵⁾とみられている。この点については、一文書によっても、裏づけられよう。というのは、1381年10月の下旬ころライン都市同盟参加市から派遣された使者 („Die botten“) らがシュパイアにおいて会議をもち、ある決議 (Nr.68) を採択した。このなかに、こうみえる。都市に危

論 説

害を及ぼす者（領主）らにたいしては都市が共同して軍事行動をとる（„einen gemeinen zog haben“）ようにせねばならぬ。だれが都市に危害を加え「不法（„unrecht“）」に走ったのかは、各都市が市参事会において判定し（„in iren reten erkenne“）、そう判定された者の名前を書面にして諸都市に送り届ける（„den stetten verschriben geben“）べし。「まさにそうすることによって」——と、決議は続ける——「諸都市は、その者にたいし、フェーデ通告状によって自身の名誉を護りうる（„umbe daz sich die stette mit widersagen gegen den bewarn mogen“）」と。ここにみえた最後の言葉こそは、上記のように通告状にあった文言であり、通告状の諸定式文言のなかでこれが最重視されていた証左となるであろう。しかも10月28日にはマインツは上記の決議を引きつつ、フランクフルトに一書簡（Nr.69）を寄せる。このなかで、同市は、ペーター・フォン・シュヴァインハイム、ディーター・フォン・クランベルク（若）なる2人の者の名を挙げつつ、これらの者にたいしフェーデ通告をおこなって（„widdersagent“）くれるようフランクフルトに求めている。マインツ市参事会は、彼らを、「不法」を犯し「法に違背し戦いをしかける（„widder recht kriegent“）」者とみなし「宣誓によって（„uff unsere eide“）」評決をおこなっていた⁽³⁶⁾のである。おそらく、彼らは過去にすでに同市にたいし襲撃を起こしていたのであろう。そこで、これを受けてマインツは「不法」を犯すおそれのある者として彼らに上記のような烙印を捺し、フランクフルトにも支援を催告し（„manen“）、通告状を発する準備に入った。通告に応えフランクフルト市自身が彼らを襲撃する（フェーデ実行におよぶ）ことがあろうとも、市は賠償に問われることはない。「名誉」を保持しうる。

しかも、要請を受けてじっさいにフランクフルトはマインツのために上記ペーター（Nr.76）、およびディーター（Nr.77）に11月4日付で通告状をしたためた。これが『筆写簿』（後述）の記載からわかる。また、上記マインツがフランクフルトに寄せていた（10月28日）のと同様の書簡を2日後10月30日に、今度はヴォルムスがシュトラースブルクに出していた

(Nr.71)。しかも、ここで標的になっているのは、10月7日にフランクフルトから通告を受けていた、かのコンツマン・ベーター・フォン・シュパイヤ（既述）、およびハインリヒ・フォン・ベッキンゲン（後述）の両名であった（Nr.61）。さらに、書簡では、ゲオルグ・フェッツァーなる者がハインリヒを支援し自家に宿泊させ、しかも自家に („uff syme huse“) マインツ市民を逮捕連行し、身代金を請求し („geschetzt“) ている、とシュトラースブルクにうったえ、助力を請うている。彼ら3人とその支援者らに向けて通告状を発してくれるように、との趣旨である。

なお、都市同盟時代における「催告」やフェーデ通告の問題については、改めて後述で取り上げるであろう。

4 フェーデ通告状の発行

(1) 史料としての通告状

ところで、前記の1381年10月7日付通告状（Nr.61）を、編者ルーザーはどこで発見したのであろうか。すなわち、この文書の出典の問題である。編者の注記⁽³⁷⁾によれば、本通告状は、フランクフルト市文書館所蔵の『筆写簿（Kopialbuch）』の一冊に1381年当時筆写された一記録に由来する。言い換えれば、通告状の原本を印行したものではない。残念ながら詳細はわからないが、1381年10月7日市参事会の名で通告状がしたためられ、この内容がそっくりそのまま『筆写簿』に転写登録された、とおもわれる。こうして1381年10月7日付でコンツマン（前述）宛にフェーデ通告状が発せられたのは『筆写簿』における登録記載から初めてわかる。通告状の原本からではない。ただ、この登録記載された（そして編者ルーザーによって印行に付された）通告状文書が、通告状の原本と同一文言で綴られていたのかどうかについては、確かめようがない。両者の内容は同一であり、両者には少なくとも大きな相違はない、という理解に立ってわれわれは考

察を進めざるをえない。

上記に関して、ここでひとこと付言すれば、ルーザー編・史料集第3巻は、都市戦争期の最中1388年の夏から12月にかけてローテンブルクに向けて聖俗貴族らが発したフェーデ通告状85通余りを印行収録する⁽³⁸⁾。その一つに、ヴェルツブルク司教ゲルハルトが「バイエルン諸大公のために („von wegen der hochgeborenen fürsten der herren von Bayern“)」発した同年7月27日付の通告状 (Nr.2318) がある。これは編者の注記⁽³⁹⁾が示すように、原本そのものに由来する。表題B10の証書帳のなかに第2号の番号を付されて収められている。同司教に続き、今度は「司教のために」数数の領主、騎士、騎士従者 („knechte“) らが発した通告状の原本もまたここに収納されている。筆者はローテンブルク市文書館において上記1388年発行の96通余り (このうち85通余りが上記の通り印刷に付された) の通告状原本 (紙製) をじっさいに閲覧することができた⁽⁴⁰⁾。ではどうしてヴェルツブルク司教のローテンブルク宛通告状など諸通告状の原本が620年も経た現在、ローテンブルク市文書館に所蔵されているのか。これを当時尋ねることを怠ったが、常識的にはこう考えられる。ローテンブルク宛通告状であるからには、当然、発行者たるヴェルツブルク司教・諸領主らは使者を通して (あるいは、自ら) 通告状原本を、同市に (市門に打ち付けるなどして) じっさいに届けた (送達した)。その結果として、同市参事会がそれを受理、保管し (フェーデが収束した後発行者のもとに返還することなくて)、その後保存が市文書館に引き継がれた、と。ただし、これら通告状は同市に当時ほんとうに届けられたのかどうかについては、じっさいのところはわからない。

フランクフルトに宛てた通告状については、上述ローテンブルク宛通告状についてのべたこと (すなわち、ローテンブルク宛の通告状の原本は同市に保管されていたこと) があてはまる。いみじくも、前述紹介の騎士コンラートによる1389年1月1日付通告状 (Nr.1288) が、それにあたる。本状の典拠は、フランクフルト市文書館保存の原本⁽⁴¹⁾ そのもの (筆者自

身は未見)にある。これにたいし、1381年10月7日フランクフルト発行の通告状(Nr.61)の場合は、原本はどうなっているのでしょうか。現存しているのだろうか。また、通告状原本は、上述コンツマンにじっさいに届けられたのでしょうか。これらのことは、ほとんどわからない。原本は先方に送達されるからこそ、送達前にその内容が『筆写簿』に転写されたとみることができれば、理解はえられ易い。原本は相手に届けられたが、フェーデの収束後それが返還されぬままその後所在はわからなくなった(原本の所在が判明しているならば、編者ルーザーはこのことを注記したはずである)と考えてよいことになる。当面は、この理解に立って考察を進めよう。

さて、度々引くコンツマンに宛てたフランクフルトの前記1381年10月7日付通告状(Nr.61)を記録する『筆写簿』には、本通告状を記録した後に続いて、次の記述がみえる。原文で示せばこうである。„Heinrich von Beckingen und sinen helffern in eaden forma et sub eadem dato.“これによれば、コンツマンに宛てたものと同じ文面の書状がハインリヒ・フォン・ベッキンゲンおよび彼の支援者らに宛てて、同じ日にしたためられた。通告状原本はハインリヒに渡されたと理解しておこう。同文であるから『筆写簿』にことさらに内容までを転写する必要はない。市参事会にとっては、だれに向け発したのかが判れば、それで十分である。次いで『筆写簿』の関係箇所は„Nota.Rympach und Steynnach.“と記され、記述は終わる。残念ながら、この「注記 („Nota“)」の意味するところはよくわからない。地名を挙げているようにみえる。使者が通告状を送り届けた、コンツマン、ハインリヒの居住先、もしくは滞在先であろうか⁽⁴²⁾。

この関連でひとこと、通告状を相手側に運ぶ使者について触れておこう。それは同じように『筆写簿』に記録された1381年12月18日の記事(Nr.129)にみえるものである。ここには3名の使者ヘンネ、ハインツ、ジーフリートの名 („Henne Slappermul“/„Heintze Linweder“/„ein bode heisset Sifrid von Petirvil“)が挙がっており、それぞれ通告状を帶有して („mit den widersagetes briefen“/mit widersatz briefen“)先方へ遣わされ („gevertiget“/

論 説

„uss gevertiget“) だとみえる。使者ヘンネは„zu Brunen (von Scharpenstein), zu Cunen von Scharpenstein“の他 5 人にたいし、ハインツ („Heintze“) は „zu vrouwen Metzen Schelmen und iren sunen (シエルム夫人と彼女の息子へ), zu Henne von Maspach“の他 8 人に、ジーフリートは„zu Conrad von Cleberg, zu Hennen Stoss von Cleberg“の他 4 人に向けそれぞれ通告状送達に就いた。送達先は合計 24 人余りとなる。このうちヘンネが送達にあたった先には、コンツマン・ベーター (上述) の名が挙がっており、使者ハインツの通告状送達先には、ハインリヒ・フォン・ベッキンゲン (上述) の名がみえる。

『筆写簿』上のこれらの記事は——説明の詳細はここでは省くが——12月18日に24人余りの者にたいし、いちどきに通告状が現実送達されたことを示している。言い換えれば、過去の或る時点から或る時点までに送達された諸通告状について、送達に就いた使者名と送達先名とを整理し、整理した結果を12月18日に纏めて『筆写簿』に登録したのではない。18日当日に3人の使者が相手先に遣わされたというこの事実が『筆写簿』中に書き込まれたのである。その事実が書き込まれたのは、いつ、どの使者が、だれに通告状を送達したのかを証拠として歴然と残しておくことにあった。また、おそらくは使者に与えられる報酬の算定に使う目的もあったであろう。ここでとくに注目しておきたいのは、使者らは、通告状を送付する相手先の土地と人物とをはっきりと把握していたことである。これを逆にいえば、通告状を受け取る24人余りの者らは、フランクフルトと「共同して居住」(金印勅書第17条[既述])する、土地土地の定住者であった。これにたいし、後代徐徐に目に付いてくる、放浪の「ラント離脱者」(既述)ではなかったことである。

多少協道に逸れたが、1381年10月7日付通告状 (Nr.61) に話を戻そう。要するに、本通告状は、市参事会の手を離れていった (と解される) 通告状原本の〈控え〉にあっていた。約1ヶ月後の11月4日にも同市参事会からほぼ同文の通告状がペーター・フォン・シュヴァインハイムなる者に

向けて発せられた (Nr.76)。10月7日付のものとは異なっているのは、「マインツ市のために」発せられたという事情だけである。本通告状発行の事実は『筆写簿』に記録された、原本の〈控え〉から初めて知ることができるのである。〈控え〉が作成されたということは、なんら特別なことではない。通告状が相手に発せられたことを、証拠として残すためである。無論こうした〈控え〉は備忘録の意味も担っていたが。ついでにいえば、すでに二百年ほど前1186年12月29日フリードリヒ一世帝の「放火犯にたいする平和令」において、フェーデ通告を相手側におこなった使者は、相手側がこの事実を争う——言い換えれば、通告をおこなわず襲撃を加えたと主張する——ときは、宣誓によってフェーデ通告の事実を立証すべし、もし当該使者がすでに死亡しているときは、彼の主君が2人の者を伴い立証するようにと定められた⁽⁴³⁾。ことほどさように、通告事実の立証は重視されていた。

ともあれ、本稿のフランクフルトの場合、なぜ証拠を残しておくのであろうか。そこにはいささか切実な問題があった。

(2) 通告状発行の理由

フェーデ通告状を発したからには、通告者側は被通告者側に向けいつでも、フェーデの実行に移ることが許されるのである。この意味で、通告状に関する日付の点で重きをなすのは、その発行の日付よりも、それがじっさいに相手側に到達した日であった⁽⁴⁴⁾。また、通告と実行とのあいだには約定上、あるいは法律上⁽⁴⁵⁾長短の猶予期間が挟まれ、あるいは挟まれねばならぬとされていた。ただ、これは実情においてしばしば破られたし、通告状が相手の手中に入る以前に通告者による攻撃が生じることもあった⁽⁴⁶⁾。これはフランクフルトのことではないが約定で猶予期間が設けられた一例をみよう。1382年3月28日ニュルンベルクに同市民、同じくフランクケンの二市ヴィンズハイム、ヴァイセンブルクの市民と、聖ゲオルグ騎士団の団員とが集合し、約定 („ein teyding und ein geding“) が交わされ

た (Nr.1600)。約定のひとつは、ニュルンベルクと、他の二市とのあいだのフェーデに関わり、もうひとつが三市と騎士団とのあいだのそれに関係する。いずれの場合についても、通告の後に実行に移るまでのあいだに4週間の猶予を置く („darnach sol ez dann aber besten zwischen uns vier wochen in guten dingen“) ことが取り決められた。またやや後のことだが (1388年1月19日) フランクフルトはジーフリート・フィッケルン (編者ルーザーは彼をシュヴァーベン出自の傭兵隊長とみている) に書簡を送り、次の点に注意するよう促している (Nr.1032)。「この現在のわれら (市) の使者が、われら (市) と貴殿 (ジーフリート) の通告状 („unsern und uwere widdersagis brieffe“) を、バイエルン大公シュテファンおよびフリートリヒに届ける以前に、貴殿と貴殿の仲間が (大公側を) 攻撃することがないように („ee dan kein angriff von dir und dinen gesellen geschee“) 」と。通告状が相手に届けられる以前に、攻撃が起きるおそれがあるのが心配の種になっていた。

いずれにせよ、フェーデの実行、言い換えれば加害によって相手に損害が生じて、実行者はそれについて責めは負わない⁽⁴⁷⁾。このことは、マインツの或る書簡の言葉に端的に示されている。同市は1382年5月17日ルンケル (Runkel) 城のディートリヒら2人の領主に通告状 (Nr.231) を送ったが、このころ発した書簡 (Nr.232) である。これはルンケル城の他の領主ら (城共同相続人) に宛てており、ディートリヒらと直ちに関係を絶つ („von in abeteilent“) よう警告する。フェーデにまきこまれるおそれを避けさせるためである。ここに、こうみえる。「それ (フェーデ) について、貴殿らに、もし損害が生じて、われら (マインツ) は、名誉と法とにかけ (名誉と法とによる保護を受け)、貴殿らに賠償をなす義務を負うものにはあらず („Geschee uch dar uber dehein schade, da wollen wir uch von uren und von rehtez wegen nit uff entwurten“) 」と。前日5月16日にはフランクフルトがランゲナウ (Langenau) 城の共同相続人に向けて同じ内容の書簡 (Nr.230) を送っていた。上述で例に挙げた1381年10月7日付通告

状や1389年1月1日の通告状にのべられていた定式文言——「以上によって、われらは、そこもと、そこもとの支援者とにたいし、われらの名誉が護られたものと願うものなり」・「これによって、余は貴殿らにたいし余[の名誉]を護らんと欲するものなり」が、通告状のまさに通告状たる所以の文言と捉えられていたのは、理由のないことではない。じつはこれは、いってみればあたりまえのことであつたらう。フェーデ通告をおこなって相手に加えた損害について責めを負わねばならぬ（つまり、損害を賠償しなければならぬ）ぐらいなら、そもそも通告状をしたため、これを送達するといった七面倒臭いことは、通例おこなわれまいであらう。相手に加えた損害について責めを負わねばならぬにもかかわらず、通告状が発せられる——もちろん、こういったことは、じっさいには確認できぬであらうが——とすれば、そうした通告状がいかなる意味をもつものなのかは、ほとんど理解し難いであらう。

以上のように考えてくると、通告状が〈敵対関係（フェーデ）実行予告状〉（前述）——あるいは〈加害行為の事前告知状〉たる役割を果たしていたことは、否めない。フェーデの実行と、実行によって生じる結果（加害行為によって損失が発生すること）とを正当化する役割を担っているのが、通告状の発行であつた。しかも、通告状の原本が相手側に渡されてしまう場合には、その〈控え〉をとっておき、これによって通告状が発行された証明に役立てられる。以上との関係でここで考えておきたいのは、（a）攻撃（すなわちフェーデの実行）には〈好機〉というものがあつた⁽⁴⁸⁾。これは少なからぬ場合において理屈を超えたものとなる。みすみす〈好機〉が訪れているのにもかかわらず、猶予期間に違背するからといって攻撃を躊躇したり、あるいは通行状を届ける直前に行動を起こすのをためらったりするのは、実際問題として多くはないであらう。こうした場合に、予め通告状がしたためられていることが、責めを免れるのにものをいっただであらう。もうひとつ（b）経験則上考えられるのは、攻撃というものは、そのじっさいの場合においてしばしばエスカレートし、思わぬ結果を

招くことがある。殺害とか、その他の極限的暴力である。上野成利氏の言葉を借りていえば、暴力は「かならずしも人間主体がつねに意図的に統御しうるものではない。」暴力には「主体の制御を離れて・・不意に発動する」⁽⁴⁹⁾ 場合があった。相手を捕らえ身代金を請求するといった、いわば尋常のことでは決して済まぬような行動が起きる。しかし通告状が発行されているならば、こうした場合に申し開きは立つであろう。〈名誉を護る〉といったいささか抽象的な思念よりも、むしろ以上のようなプラクティカルな観念が通告状の発行には、ヨリ強く働いていたのではないか。

さらに(c)もっと現実的、切実な事情があるときには、通告状の発行の必要性はなおさらのことになる。フェーデ通告状の発行は市参事会がおこなう。他方フェーデの実行となると、主たる実行者は都市が雇い入れた兵士 („dienere“) すなわち傭兵であったという、この事情である。しかも、こうした傭兵自身もまたフェーデ通告におよぶことがあったのは、ジーフリート(傭兵隊長とみなされた)の事例(上述)にみた通りである。さらに、既述コンツマン、ハインリヒ、および双方の支援者に向けて1381年10月7日に傭兵が通告をおこなっている(Nr.62)。これら傭兵は、もともとはシュヴァーベン在住の者であり („Die dienere, die zu Swaben waren“)、詳細はわからないがもしかするとシュヴァーベン都市同盟諸市のお抱えであった、しかし解雇され、フランクフルトに新たに抱えられた、のかもしれない。傭兵がフェーデ実行に移ったさいにおける攻撃の個個のなりゆきまでは、市参事会とて逐一知りえぬところである。この点の一例は、上述の傭兵隊長ジーフリート・フィッケルンに向けた書簡(Nr.1032)において、フランクフルトが彼に注意を促していたところに知られよう。このような事情下でフェーデ実行の正当性を主張するには、通告状発行の証明はぜひとも必要であった。

傭兵によるフェーデ通告については他にも例がある。フランクフルトの傭兵 („unsere diener“) は、故イェルク・フェッツアーの夫人グレーテにフェーデを通告し、後に夫が生存している („da er lebet“) のを知って夫

たるイエルク当人に („irem huswirte“) 通告をおこなった (1382年1月29日)。前者の場合の傭兵はシュヴァーベン出身 („zu Swaben“) であったが、後者の傭兵は「(フランクフルトの) 身内のもの („heime“) 」とされ16人ほどの名が個々に挙げられている (Nr.170)。このなかには、傭兵隊長ジーフリート・フィッケルン (上述) が兄弟ヘンネと共に姿をみせている。さらに、たった二人の者 („Schencke Eberhart und Heinrich Jugesse von Asschaffenburg“) に向けてじつに44名余りの傭兵がひとかたまりとなって („mit ein“) 通告することもあった。フェッダースハイム (Pfeddersheim) (Nr.174)、およびハーゲナウ (Nr.178) からの催告——通告をおこなってくれるようにとの——に従うかたちで („als uns die maneten“/„als die von Hagenowe uff sie maneten zu dienen“) 通告におよぶ傭兵の姿も知られる (1382年1月31日および2月2日)。

このように通告に関わった傭兵の存在が看過できぬとすれば、彼らによるフェーデの実行によって生じた相手側の損害にたいし都市がフェーデ実行の正当性を主張し、加害の責めから免れるには、通告状の発行は不可欠なことであった。

(3) 通告状の発信とその受理

じつは、ここに、通告状の発信とその受理に関して、よくわからない点がある。その第一は、例えば前記のような、1389年1月1日騎士コンラートがフランクフルトに通告状を発する (Nr.1288) 場合である。本状の原本はフランクフルトに手渡されているとおもわれる。このとき、手渡される前に〈控え〉がとられていたであろうか。およそ、世俗領主が自己固有の文書庫をもつことが少ない時代において、一介の騎士が〈控え〉を残すことができたであろうか。あるいは、文書庫の有無はともかくとして、〈控え〉を作っておくといったことに当該騎士は想到するであろうか。この辺りのことはわからない。世俗領主層のもとにも文書化の波が押し寄せ、これが影響を与えていたとすれば、〈控え〉が作られていたことは考えら

れよう。他方〈控え〉がとられていないとすれば、騎士はフェーデ実行の正当性をいかにして立証しうるのであろうか。通告状原本が相手側のフランクフルトに手渡され、ここで保存されるのが当然の前提となっていて、これが正当化の立証になるとみられていたのか。そのようにもみえるが、じっさいのところは依然不明である。

わからない点の第二は以下の通りである。本稿はこれについて多少考えてみたい。前記のように1381年10月7日フランクフルトは「ヴォルムス市のために („durch der von Wormesse willen“)」コンツマンらに通告状を発した (Nr.61) が、1ヶ月後の11月5日今度は (i) ヴォルムスが「フランクフルト市のために」通告状を2通したため。1通はシーボルト兄弟 („Sybolt und Gerlach Schelme,gebrudere“) に向け (Nr.78)、もう1通はクロンベルクの領主フィリップ („her Philipp von Cronenberg“) に向けて (Nr.79)。ところで編者ルーザーの注記する⁽⁵⁰⁾ ところでは、両通告状は現在フランクフルト市文書館に保存されている原本によっている。ヴォルムスは11月12日にも「フランクフルトのために」通告状を3通発している⁽⁵¹⁾。これらもフランクフルト市文書館に保存の原本に由来する。(ii) ここでさらに記せば、同じく11月12日に、ヴォルムス北西のフェッターズハイム——当市は6月15日にライン都市同盟(後述)に加盟していた (Nr.31) ——が「フランクフルト市のために」計8通もの通告状を、シーボルト兄弟、クロンベルクの領主フィリップ(上記)などに宛ててしたためていた⁽⁵²⁾。これらの通告状の印行も、フランクフルト市文書館所蔵の原本によっている。

また (iii) シュパイアの南方ヴァイセンブルクが11月12日付で「フランクフルト市のために、およびわれらの誓約仲間たる(ライン都市)同盟都市のために」5通の通告状をクロンベルクの領主フィリップなどに向けて発していたが⁽⁵³⁾、これら通告状についてもまったく同様の事情にある。(iv) ハーゲナウが11月18日に2通、12月2日に7通の、また翌年の1382年1月14日に7通の通告状⁽⁵⁴⁾をしたためていた。(v) シュパイアは1381

年12月24日に8通の通告状⁽⁵⁵⁾を、最後に(vi)シュトラースブルクは1382年1月14日に3通の通告状⁽⁵⁶⁾を書いている。上記の事例のいずれも「フランクフルトのため」であるが、これらの事例においても通告状の原本については、同じ事情にあった。上記45点の通告状の原本は、編者の出典注記によってみるに、現在すべてフランクフルト市文書館に所蔵されている。

このことは、なにを意味するのであろうか。普通に考えるならば、諸通告状は相手に送達される、あるいは送達されたはずだ。ではなぜ、原本がフランクフルトに残っているのであろうか。相手には送達されずにフランクフルトに届けられたのであろうか。もしそうならば、それはなんのためであろうか。それとも、一旦諸市から相手側に送達されたがなんらかの理由でフランクフルトの手に移ったのだろうか。よくわからない。また、ヴォルムス、フェッダースハイム、ヴァイセンブルク、ハーゲナウ、シュパイア、シュトラースブルクの6市は当時、通告状原本の〈控え〉をとっていたのであろうか。この点も不明である。なおフランクフルトについていえば、同市は1381年11月12日に「フェッダースハイムのために」および「ヴォルムスのために」6人——ここには、女性も含まれていた („It. frauen Metzen Schelmen, Ebirhart und Herman, iren sonen“)——に宛てた4通の通告状(Nr.96)を、また12月26日には「ハーゲナウのために」、 「ヴァイセンブルクのために」そして「シュパイアのために」4通の通告状(Nr.139)を作っている。これらの通告状については、いずれも当時『筆写帳』のなかにそれらの〈控え〉が取られていた。原本は相手に送達され、これらは後日になっても(フェーデという事情がなくなっても)、フランクフルトに返還されなかったものとおもわれる。

このように、フランクフルトがヴォルムスのために発した通告状には〈控え〉がとられていたのに反し、上記ヴォルムスなど諸市がフランクフルトのために出した通告状の原本は、フランクフルトに集められていた。これは、どうしてなのか、よくわからない。ただ、この点に関係するとおもわれるような発言がE. オルトにみられる⁽⁵⁷⁾。多少言葉を補って紹介

すれば、フランクフルトは、ライン都市同盟の「盟主」たる地位を占めており、かつこうした地位にある都市としてフェーデの遂行に携わって (als Hauptmann die Fehde führende) いた。そのため、当市参事会のもとには、ライン都市同盟参加の諸市が発する通告状が集められ、これらの書状をいつ相手側に手渡すのが望ましいか、その日取をめぐって、フランクフルトを含め同盟参加市のあいだで互に情報が交換されていた、と。ここにみえる「フェーデの遂行」とは、フェーデの通告とその実行の双方を指しているよう。ではなぜ、ヴォルムスなど同盟参加市は通告状の原本をフランクフルト市参事会に渡してしまうのだろうか。フランクフルトに原本を届けるよう同市参事会が諸市に要請していたのであろうか。さらに、フランクフルト市参事会に集まった諸通告状は、その後どうなっていくのであろうか。これら問題について、确实なところは当面探りようがない。ただ、多少推量として指摘できることはあるが (後述)。

以上にみてきたところからいって、ヴォルムスなど同盟参加市はフランクフルトに通告状の原本を渡すよりは、むしろ、各市が通告状を送達する予定となっている相手先の名簿リストを渡すことで、こと足りるのではないかと考えられる。じつは、これはこれでじっさいにおこなわれていたのである。1382年5月14日ころフランクフルトはマインツ (とおもわれる) に書簡 (Nr.227) を送って、2点について返書をくれるよう依頼する。その2点とは (a) 「貴殿がフェーデ通告をおこなおうと考えている相手の名前 („die namen solicher personen, den ir meynent zu widersagen“)

」であり、(b) 「貴殿が相手に書き送ろうと考えている通告状の書式 („eine forme, als ir die widersages briefe meynent tun schriben“)

」である。これを受け早速マインツ市長と市参事会は返書の書簡 (Nr.228) を出した。このなかに (a) ルンケル城の領主ディートリヒら2人の名、クラムブルク (Kramburg) 城の領主ディーターの名が挙がっていた。そしてフランクフルトは市章を捺したフェーデ通告状 (Nr.229) を「われらの同盟市マインツのために」これら3領主に発した。当時使者の任についていたのは、ハ

インツ（前述）であった。以上は5月15日から16日ころにかけ起きたことである。

ところで、上記（b）マインツがフランクフルトに向けた返書の書簡に同封して送った、通告状の「書式 („eine forme“）」についてであるが、これがどのような内容になっていたのかは、わからない。じつは、これに関して、先述フランクフルトのマインツ宛書簡（Nr.227）に、次のように述べられていたのが注目される。「(貴殿からの) 当該文書（すなわち通告状の書式）がわれら（フランクフルト）に届いたら、われらはすぐにも、通告状をもたせてわれらの使者を貴殿のところに派遣したい („So wollen wir uch gereglich widerumb so balde uns die schrift wirt, unsern botden mit den widersages briefen schicken“）」と。そして同書簡は続ける。「貴殿の使者とわれらの使者とが互いに時宜よく（時間に遅れることなく）通告状を相手に送達するのがよいことだ、とわれらは考えるからだ („Und duncket uns gut,daz uwere und unsere botden zijtlichen mit den widersages briefen angeende werden“)。」このようにみてくると、通告状の原本をめぐる先述来の諸問題へのつながりがえられるかも知れない。というわけは、ルンケル城の領主ディートリヒら、およびクラムブルク城の領主ディーターに宛てた通告状は2通作成され、その一通は（イ）上記フランクフルトからの通告状（Nr.229）であり、もう一通（ロ）がマインツ発行の通告状となる。このうち通告状（ロ）文書の存在自体はわれわれには確認できないが、その内容は実質上先の「書式」にのべられていたものであろう。マインツは「書式」をフランクフルトに送ると共に、その〈控え〉をとっていたとおもわれる。マインツ発行の通告状はこの〈控え〉から作成された。他方フランクフルトは、同市にマインツから届けられた「書式」を参照し通告状（イ）をしたためた。本通告状の原本は、相手の領主らに使者ハイインツによって届けられ、その〈控え〉が（これはわれわれが編者の出典注記によって確認できることだが）『筆写簿』に登録された。「書式」は、同市がそのまま保管した。

論 説

こう考えてくると、マインツら同盟市がフランクフルトに送り、ここで保管されてきたとしてわれわれが取り上げてきた〈通告状の原本〉とは、フランクフルトからの要請に応じて、同盟各市が送付した「書式」ではなかったか。

これは筆者の推量に止まる。今後も考えていかねばならない。ここでは、次の点に注意を喚起するに止めよう。「名誉」保持をうたう通告状を発信し、フェーデ実行の正当性を主張しうるのは、通告状の発行者自身にかぎられない。その受け手もこれを主張できる。つまり受け手の方は、いわばお返しの意味の通告を発行者側にたいし発しなくても、彼の方でも正当にフェーデの実行におよびうる。A市がBに通告を発信し、これに応答する意味でBがA市に通告をおこなうといった事例は、ルーザー編・史料集第3巻によるかぎり確認できない。なお、後代1389年2月16日クロンベルク城の一党（ヨハン、ヴァルター、フランケの3騎士と47人の支援者）がフランクフルトに通告状（Nr.1321）によってフェーデを通告した件（既述）について小倉氏はこう書いた。「3月2日以後クロンベルク勢の襲撃が繰り返され、フランクフルトは報復として・・敵の森林を伐採」するなどした、と⁽⁵⁸⁾。このかぎりで見ると、フランクフルト自身も通告をおこなったうえでフェーデ実行におよんだ、というのではないようだ。関係の通告状は確認できない。

通告状の名宛先に挙げられている者は、そもそも書状の受理を拒否できるのだろうか。また拒否できるとしてその態様としてはどのようなものがあるのだろうか。こういった点について事例は確認できず、詳細はわからない。

5 同盟関係と通告状

(1) ライン都市同盟の成立とフェーデ

マインツ、シュトラースブルク、フランクフルト、ヴォルムスなどライン都市7市は1381年3月20日シュパイアにおいて、3年後のクリスマスまでをかぎって同盟を結んだ(Nr.10)。同年10月18日レーゲンスブルクがこれに加入したとき都市同盟市はすでに10市を数えていた(Nr.66)。同市は9月2日にシュヴァーベン都市同盟(当時33市からなった)に加盟していた(Nr.1578)が、この地位のままライン都市同盟にも加わったのである。

ライン都市同盟が結ばれる契機となっていたのは、そのころ有力な騎士団のひとつ獅子騎士団との確執——フェーデ——であった。同騎士団は1379年10月13日ヴィースバーデンにおいて結成された⁽⁵⁹⁾がその設立にはマインツ東、カツェネルンボーゲン(Katzenelnbogen)伯が指導力を発揮した⁽⁶⁰⁾。ヴィルヘルム、エーベルハルトの両伯である⁽⁶¹⁾。1380年8月16日「(獅子)騎士団のために („von gesellschaft (mit dem Lewen) wegen“)」フランクフルトにフェーデ通告状⁽⁶²⁾が発せられた。ハインリヒ・フォン・モンフォール伯(ボーデン湖畔北東テットナング[Tettngang]の領主でもあった)⁽⁶³⁾、ウルリヒ・フォン・ヴェルテンベルク伯(同伯は翌年1月同騎士団に加わることになる)、ウルリヒ・フォン・ホーエンローエ、オットー・フォン・ハッハベルク辺境伯、フリードリヒ・フォン・ホーエンツォレルン伯らによってである。それに加え、騎士団員の領主・騎士・騎士従者らも通告に従事した。通告状が発せられた場所はフランケン、ヴィンズハイムの西エルガースハイム(Ergersheim)であり、当時彼らはそこで行軍野営中の身にあった („alz wir ietzo uff dem veld sien“)。本通告状には、ハインリヒ伯、ウルリヒ伯の印章の他に、騎士団固有の印章 („unser gesellschaft gemains insigel“) もまた捺された。

ところで、本通告状の前書には興味深いことがのべられている。ヨハン・フォン・ライフェンベルク（同騎士団長）、ヴァルター・フォン・クロンベルク、ターン・フォン・ライフェンベルクらにたいし、貴殿（フランクフルト）らは不法を働いた（„umb daz unrecht,daz ir und die uwern getan hant“）、と。こうした「不法」というのは、通告状にしばしば知られる文言である。通告状を発するのを正当化する、いわば常套文句のようでもある。ともあれ通告状が発せられる以前に、（騎士団側の主張によれば）すでに「不法」が起きていた。続けて以下のようにのべるのが興味を惹く。騎士団長（„hoptman“）ヨハンらは「不法」の件で仲裁裁判（„rechtz“）を提案する。そのとき、仲裁は上記ハインリヒ・フォン・モンフォール伯らのところでおこなう（„an uns ze verlibent“）のがよいのか、それとも慣例に従って（おそらくラント平和裁判所の委員会とおもわれるが）三人の委員会、もしくは五人の委員会で実施される（„an drien oder an funffen ze beliben“）のが望ましいのかについて協議がなされた、と⁽⁶⁴⁾。続けてこうみえる。原文で示すと„und in daz nit von uch widerfarn mag“と。これは「貴殿（フランクフルト）は、それ（仲裁）に加わりえぬ」の趣旨であろうか。じつは、「不法」の件については同日（8月16日）にマインツ大司教アドルフ肝煎の仲裁裁判が設けられ、双方当事者に11月11日まで休戦命令が出た。仲裁裁定が下ったのは11月12日といわれるが⁽⁶⁵⁾、この内容はわからない。ここでは、フェーデ通告前後に仲裁裁判が論議の俎上に載っていたことに注目しておこう。

クラウス・クレスマンの研究によれば、仲裁裁判が設置された2日後の18日に、仲裁裁判長アドルフ大司教は、「フェーデにおいて双方当事者が捕らえた相手方の捕虜傭兵を、相互に交換の上釈放させた。」⁽⁶⁶⁾ここにのべられている「フェーデにおいて」の「フェーデ」とはなんだろうか。ハインリヒ・フォン・モンフォール伯らがフランクフルトにたいし通告状を発する以前の段階で、騎士団側にたいし加えられていた上記の「不法の件（„umb daz unrecht“）」を意味しているのであろうか。おそらく、その

ようであろう。周知のようにシュヴァーベン都市同盟史の詳細な研究を発表したヴィルヘルム・フィッシャーも、そう解していたようである。彼によれば、フランクフルトは獅子騎士団員メンバーをなんらかの理由（詳細不詳）で捕らえ、都市に連行した。ハインリヒ伯らが通告状をフランクフルトに発するにいたったのは、同市が騎士団メンバーを捕らえたこの事件に起因していた。他方、通告状が発せられる前に、またはそれが発せられた後に、騎士団側でも報復として、またはフェーデの実行としてフランクフルト市民を捕らえた。この辺りについて、フィッシャーはこう書いていた。多少言葉を補って所論を紹介すれば、「フランクフルトは、騎士団によって包囲され攻撃を受け、その結果、すでに逮捕していた騎士団員を騎士団側に引き渡さざるをえなかった」と⁽⁶⁷⁾。つまり、フィッシャーの所論によってみるに、フランクフルトの方が——もちろん、騎士団側の主張によればの話であるが——先に、もしくは先手をうって「不法」の行動を起こしていたのである⁽⁶⁸⁾。

ともあれ、通告状は「不法」の事件、つまり紛争の最中に発せられたことになる。では、当該紛争——これ自体の経緯・内容は不明であるが——がどのような状況にあるときに発せられたのか。仲裁裁判が論議の俎上に載っていたところからみると、双方の当事者とその支援者らが、紛争に〈おさまりをつける〉時機にきている、と考えていたときだとおもわれる。当事者らがそう考えていたからこそ、通告状が発せられた当日（8月16日）に、マインツ大司教肝煎の仲裁裁判が設けられ、そしてもしかすると、その当日あるいは2日後に休戦命令が出されたことになろう。

ハインリヒ伯らが通告状を発したのは、騎士団長ヨハンらを「見放すことなく、しかるべく支援する必要がある („nit gelazzen mugen, wir müssen in beholffen sin zu dem rechten“）」からであった。フランクフルトに向けては、別途、同日（8月16日）に発せられたとみられる通告状⁽⁶⁹⁾がある。ここにも通例の通り、「われらとわれらの傭兵とは、これによって、貴殿（フランクフルト）にたいし、われらの名誉を護らん („unser er gein iw

論 説

besorget han“）とするものなり」とあった。ここで「われら」とは、フーゴー・フォン・ハイリゲンベルク伯（彼の印章が本通告状に捺された）、大公クーノ・フォン・テック、ハインリヒ・フォン・ヴェルデンベルク伯およびフリートリヒ・フォン・ヘルフェンシュタイン伯である。フランクフルトは、錚錚たる貴族らによってフェーデ通告を受けたのである。

他方しかし、ここでとくに注目したいのは、〈和解〉も同時に進行していた点である。1380年8月24日マインツはシュトラースブルクに宛てた書簡⁽⁷⁰⁾のなかで、宮中伯ループレヒトと大司教アドルフ（マインツの都市君主）との争い（„zweyünge“）について報告する。その他に、次の情報を伝える。フランクフルトとクロンベルクのヘルとのあいだに和解の折衝が成り（„daz ez versünet und verracht sii“）、しかも和解の締結は同市にとって有利なもの、もしくは好都合のもの（„eine güde süne“）であった、と。このクロンベルクのヘルの一人ヴァルターは、上述の通り1380年8月16日の通告状によれば、フランクフルトからの「不法」に遭遇していた。フェーデの実行（実戦——おそらく局地戦であろう）のなかでは、このように個別的に〈交渉〉がすすめられるケースがあったのに、注目したい。

このような戦い（攻撃・防御）の状態にあるなかで、その後（1381年2月11-12日）マインツからフランクフルト、シュパイアに呼びかけがあり（Nrn.5,6）、上記のようにライン都市同盟設立（3月20日）の運びとなった。この設立後も、しかし他方で、獅子騎士団との確執は容易には収まらない。1381年7月15日フランクフルトは同騎士団に向けて書簡（Nr.44）をしたため、こう警告する。騎士団は「われらの市域に野営し（„uff unsern und der unsern guden legern“）ようとする」が、今後これをせぬように、と。というわけは、かつて騎士団は、野営地から出沒し、同市を荒らし危害を加え（„da von die unsern . . verderblich geschediget“）たからである。「（にもかかわらず）不法が起きるなら、それはわれらの好まぬところだ（„daz uns unreht geschee und were uns nit lieb“）。」騎士団の返事を待つ、と文章を結んでいる。書簡の調子は一見穏やかだが、フランクフルトは騎

士団からのフェーデに晒される危険を回避するため、積極的に先手をうったのである。こうした書簡を出しえたのには、背後でライン都市同盟の存在あるいはその勢力がものをいっていたであろう。ただ、そうならば、自らが加盟する都市同盟の名をなんらかのかたちで表に出せば、書簡の効果はもっと揚がったであろうに、その名はいっさい出されていない。むやみに同盟の名を持ち出すと、なにかの拍子で同盟側が騎士団の攻撃にまきこまれるおそれのあることに、配慮がなされたのかも知れない。

(2) フランクフルトとライン都市同盟

さて、既述1381年10月7日フランクフルト市参事会がコンツマン・ベーター、ハインリヒ・フォン・ベッキンゲンに宛てた通告状 (Nr.61) には、「われらの誓約同盟仲間たるヴォルムス市がわれらに書面をもって伝えてきた。そこもとと、そこもとの支援者とが、不法にも、同市に戦いをしかけ、同市に損害を与えたこと、かつ、われらに、われらがそこもとと、そこもとの支援者との敵となるよう、われらに求めてきたこと」とあった。じつは、9月21日この通りにヴォルムスは使者を通して書簡をフランクフルトによせていた (Nr.54) のである。これによれば、ハインリヒ——騎士見習 („edelknecht“) ——、コンツマン、その支援者らが「ものを奪い、人を捕らえ („mit name und mit gefengnisse“)」ヴォルムスに損害を加えた。これは、「不法かつ無分別なる („widder recht und bescheidenheit“)」行為であると。書簡の主旨は、フランクフルトが加害者らにフェーデを通告する („widdersagent“) よう「催告する („manen“)」ことにあった。フェーデ通告をうったえる「催告状 („manebrief“)」のひとつである。後年1389年3月18日フランクフルトはライン都市同盟所属の12都市に向け長文の書簡を送り、宿敵クロンベルク家のヨハン、ヴァルター、フランケにフェーデを通告するよう要請した (Nr.1363) のは、こうした催告状によっていた。催告を発信する根拠となっているのは、いうまでもなく「同盟関係 („verbuntnisse“)」が成り立っていたことにあった。「同盟締結状の指示す

論 説

るところに基づいて („nach uzwisunge der buntbriefe“)とみえるのは、このことを語っている。

ここでひとつ注目するのは、上記1381年9月21日付ヴォルムス発行の催告状は使者によって同盟都市フランクフルトに届けられたが、本状にはある紙片が付され、ここにコンツマン、ハインリヒ各人の支援者の名があげられて („ire helffere, die wir uch sendin mit diesem boten virschriben in eyne zedel“)いたことである。しかも、彼らはヴォルムスにフェーデを通告していた („Diz sint die widdersaget hant“)者らであり、コンツマン側の („von Contzeman Beders wegin von Spire“)通告者は33名を、ハインリヒのそれは36名を数える。総勢69名のなかに両側に共通する者はいない。これらの名前は催告状本文と共に、フランクフルトの『筆写簿』に書き入れられた。ヴォルムスは催告状と付属の紙片（支援者リスト）をフランクフルトに送達したはずであり、従ってフランクフルトは原本を保管する地位にあったのに、どうしてそれらを『筆写簿』に書き込んだのであろうか。事情はよくわからないが、原本はヴォルムスに返却されたからであらうか。あるいは、そうした文書（ここでは催告状・付属紙片）は『筆写帳』に書き入れておく慣例になっていたのであろうか。なおこの関連で注目したいのは、(a) 第一に、上記ハインリヒについて彼の支援者 („helffere“)としてペーター („mit namen Peter von Wolshein“)他10人の名が『筆写帳』における1382年2月4日付「注記」(Nr.179)からわかるが、上述の36名とは重なっていない。ただジーフリートなる者について、一方(Nr.54)で „Sifrid Wamolt“とあり、他方(Nr.179)で „Sifrid Wamolt der junge“とみえるのは、同一人物か、それとも父子関係を示すものか(おそらく、父子関係であらうが)。支援者とじっさいにフェーデ通告におよぶ者とは、必ずしも重なってはいなかった。これにはさまざまな事情が考えられようが、ひとつには、個別に和解が成り立っているときは通告者から外れることもあろう。

注目したい第二(b)は、ヴォルムスは同年11月18日ディートリヒ

(„Diederich von Langesdorff“)、ハンス („Hansen von Bockenheim“) と和解 („gutlichen mit in versunet“) し、これらの者との「敵対関係を解い („usser der vientschafft gelassen“) た。」『筆写簿』記載のこの記事 (Nr. 109) によれば、彼ら両名は「コンツマン・フォン・ベーターのために」市にかつてフェーデを通告したことがあったという。しかし、上述 9 月 21 日付ヴォルムス発行のフランクフルト宛催告状付属紙片 (Nr.54) が挙げているコンツマン側の通告者 33 名のなかには、なぜだか姿をみせていない。詳細は不明だが、ともかくヴォルムス市は、相手当事者の大勢の支援通告者とは、個別個別に、状況に応じて和解の交渉に入ることがあったことがわかる。上記 (a) で、支援者と通告者とは重なっていなかったことで考えたものと、同様の事情である。

以上ここで注意を払うのは、数の少くない支援者の存在である。ヴォルムスがフランクフルトに知らせなかったのは、敵対者当人の名前よりも、その支援者の名前を、しかも支援を名目にフェーデ通告におよんだ者らの名前の方であったといえよう。というわけは、同盟関係にあるからには、フランクフルトもまた彼らによるフェーデ通告に晒されることになるからである。このことにたいし、同市は備えなければならないからである。個別に、それら相手側の支援者と和解の交渉に入るのも、備える手段のひとつである。のみならず、同市がヴォルムスからの催告に応じ——これに応じるのは、同盟都市の義務であった——自ら通告とか、フェーデ実行とかに移るにも、個々の相手側支援者の名前が要った。いずれにせよ、現実にはフェーデの実行にあたるのは、都市の傭兵たちであった。市章の捺されたヴォルムスからの催告状の末尾で、同市が「催告をおこなうわけは、(フランクフルト市の) 傭兵のことを考えたからだ („wanne wir uch umb uwere dienere manen“) 」とのべるのは、その趣旨であろう。つまり、傭兵を活用するにはそれなりの準備が必要である、ということであろう。そして催告状は直ぐ続けて次のようにのべ、本文を締め括る。「(ヴォルムスがフェーデ通告の催告をおこない、フランクフルトがこれに応えるのは) こ

論 説

れによって、貴殿ら（フランクフルト）は前もって自己の名誉を護ることになるのだ（„daz ir uch dan vorhin bewaret habent.“）」と。ヴォルムスの考えによれば、同市が、敵と敵の支援者とに向けフェーデ通告をおこなってくれるようフランクフルトに要請する（「催告する」）のは、このことがすでに、フェーデ実行の正当性を担保することになるはずだ、というのであろう。

こうして現実には、コンツマン、ハインリヒと、その支援者（ここでは、個々の名前は挙がっていない）にたいし、1381年10月7日フランクフルトと同市傭兵とによって、既述の通りフェーデ通告状（Nrn.61,62）がしたためられた。

以上、ライン都市同盟関係にあった都市のあいだの問題を取り上げた。もうひとつ、同じ同盟関係を背景に、世俗諸侯が関係した事例をみてみよう。1382年1月30日フランクフルトは、ヘッセンのラントグラーフ・ヘルマン、およびブラウンシュヴァイク大公オットーに書簡を出し（Nr.173）、これに、ヘルマン（Nr.176）、オットー（Nr.177）がそれぞれ答えた事例であり、問答の貴重な一例である。フランクフルトの書簡の趣旨は、こうである。帝国の街道と、ここを行き交う同盟市民、フランクフルト市民にたいし、不法にも、かつ思慮を欠き、危害を加える敵にたいし、目下ライン都市同盟市民（„unsere eitgenossen“）は行軍の最中にある（„zu velde ligen uff den, die des rijches strasse, sie und uns geschediget han wider recht und bescheidenheit“）。ところが、こうした市民にたいし、両諸侯の封臣、城兵ら（„uwere manne,burgmanne und die uuern“）が加害行動に走っている。そこで、彼らがそのような行動を取るのを止める（„in keinen schaden understen zu bringen“）ように命じて欲しい、「われら（フランクフルト）は、貴殿ら（ヘルマン、オットー）には、好意以外のなにものをも感じてはいないのだから」と。最後に、同書簡は両諸侯の返書を請うている。

そこでヘッセン・ラントグラーフの答弁にいわく、余のもとにいる（„under uns gesessen sin“）家臣のなんぴとであれ、かくのごときことを

おこなったのならそれは余の好まぬ („uns daz niht lieb were“) ところである。従って、そのようなことがあるとすれば止める („sie des nit enthun“) よう彼らに書簡を書こう。かつ、真偽について彼らと話をして („mit in dar umb reden“) みよう、と。たいして大公オットーの返書は、いささかそっけない。「それは余の与り知らぬ事だ。ただ、貴殿ら（フランクフルト市民）のためになるのならば、その件について調べてみるのは吝かでない („daz uns dat unwiclyk is und uns umb uwern willen dar umb gerne erfarn wollen“)。」いずれの返書も、敵対的な調子はないものの、官僚式の、〈部下がやったことについていちいち覚えてはおらぬ〉風な、また外交辞令風な響き——現代にも通じる——は否めない。現実には被害に遭遇した市民からみれば、承服しかねる内容であったろう。ただ、こうした書簡のやりとり（〈交渉〉）は、紛争に〈まとまりをつける〉意味で、紛争に風穴を開け、〈平和形成〉の方向に働く余地を作った。

(3) シュヴァーベン都市同盟とフランクフルト

シュヴァーベンにおける都市同盟は周知のように、当初国王ルートヴィヒ四世の肝煎で諸侯（アウクスブルク司教や国王の息子ら）も構成員となり、ウルムにおいて結成された（1331年11月20日）⁽⁷¹⁾。文字通りの意味で都市同盟が発足したのは、1376年7月4日に14市でもって（1380年4月23日までの期間）⁽⁷²⁾、そして翌年12月20日さらに13市を加え27市でもって（1385年4月23日までの期間）⁽⁷³⁾である。1382年9月28日には、レーゲンスブルク、ローテンブルクなどが参加した加盟都市は34市を数え、1395年4月23日まで有効の同盟文書が交わされた（Nr.1627）。さらにその後加盟市の増加は1385年まで続く⁽⁷⁴⁾。この間、ライン都市同盟8市はシュヴァーベン都市同盟33市と同盟を締結した⁽⁷⁵⁾。シュパイアにおいて1381年6月17日のことである（Nr.34）。ライン都市同盟が結ばれてほぼ3ヶ月後にあっていた。締結期間は3年後のキリスト降誕祭（1384年12月25日）までと定められた。

論 説

ライン都市同盟がシュヴァーベン都市同盟と同盟を結んだことからくる影響は、すぐにあらわれた。1ヶ月後の7月19日シュヴァーベン都市同盟はビーベラッハからライン都市同盟に書簡(Nr.45)を送り、支援を請う。種種の騎士団 („die gesellschaften“) がライン河の対岸とヴェッテラウに集結し盛んに行動を起こしている („gross gewerbe von samenunge haben“)。もし彼らがライン河を越えシュヴァーベン諸都市に行軍するのを貴殿ら(ライン都市同盟)が知ったときは、彼らにたいし攻撃を加えてくれるように („daz ir die dann ouch angriffent“) と。両都市同盟が結合した影響は、さらに続く。その二、三の事例をみれば、10月18日ネルトリンゲンに集結したシュヴァーベン都市同盟市は、シュパイアに集まっていた、フランクフルトを始めとするライン都市同盟市8市に向け、ネルトリンゲン市民ウルリヒ („Ulrich Ainkurn“)、ヴィムフェン市民コンラート („Chunrat Zoph“) の両使節に書簡をもたせ送り込み挨拶を交わす。彼ら同盟市が被っている「数々の不法のゆえに („von viel unrechtz wegen“) 」友好関係を求め支援を請う。かつ「貴殿らの友好に恩義を感じ („beschulden“) 、恩義に報い („gedienen“) たい」と告げる(Nr.67)。

また11月8日フランクフルトは、シュヴァーベン都市同盟の宿敵エーベルハルト・フォン・ヴェルテンベルク伯に向けフェーデを通告する(Nr.80)。このきっかけは、シュヴァーベン都市同盟がフランクフルトおよびライン都市同盟都市に催告し („uns gemanet hant“) 支援を要請してきたことにある。伯に敵対しシュヴァーベン都市同盟の諸都市を援助してもらいたい („beholffen sollent sin“) と。シュヴァーベン都市同盟側の言い分 („so sie sprechent“) によれば、ヴェルテンベルク伯はロットヴァイルやシュヴァーベン都市同盟市のみならず、ライン都市同盟都市にも不法を働いて („umb daz unrecht“) いるというのである。このようにして、やがてフランクフルトはマイン、ライン両河を越えてシュヴァーベンにと軍事行動の場を拡げざるをえなくなっていく。しかも、同年同日(1381年11月8日)同市は、フェーデ通告におよぶ(Nr.81)。ネルトリンゲン(1377年

シュヴァーベン都市同盟加入) とシュヴァーベン都市同盟諸市とのためにハイッツ („Heinczen von Durrenbuche“) にたいし、またネルトリンゲンだけのためにヘンゼリン („Henselin von Cronhein“) にたいしてである。さらに、ローテンブルクのためにエーベルハルト („Ebirhart Lesche“) およびシュペーテン („Speten, amptman zu Achelm“) に向けて、であった。

逆に、ライン都市同盟がシュヴァーベン都市同盟に支援を求めることも当然あった。その一例が、同(1381)年12月11日ころ後者が前者に宛てた書簡にみえる(Nr.123)。デインケルスビュールにおいてしたためられた本書簡をライン都市同盟(具体的にはおそらくフランクフルト)にまで届けたのは、シュヴァーベン都市同盟の使者ヴィルンリ („unser erbir botschafft Wirnly Buph von Rutelingen“) であった。ここには、当時の主要な騎士団がそろって名をみせるのが、興味を惹く。シュヴァーベン都市同盟からライン都市同盟に宛てた本書簡の主なところは、以下の通り。市民軍槍隊を派遣し („unser volg und gleven zu ze schicken“) て欲しいとのライン都市同盟の要請については了承したこと、近頃(1381年9月末)フランクフルトの帝国会議において国王ヴェンツェル肝煎のもとで成ったラント平和令草案(Nr.55)⁽⁷⁶⁾にたいしフェーデを宣告し („den fredin · · abegeseid“) たと聖ゲオルグ騎士団がシュヴァーベン都市同盟に通告してきたこと、また獅子騎士団が上記騎士団に同調し平和令草案(Nr.98: „schriff und fredin“) にたいしフェーデ通告におよん („von iren wegin widderseid“) だ(その名前が書簡末尾に記される)こと、さらに聖ヴィルヘルム騎士団が同騎士団の名で同様の行動を取っ („die Wilhelmer gemeynlichen mit ir geselleschafft auch widderseid“) たこと、である。(なお、ここに「騎士団の名で」同様の行動を取ったというのは、次のことが当時論議されていたことによる。上記ラント平和令に受け入れられうる領主とか騎士は、それぞれ個人の資格においてであり、騎士団所属者としてではない(Nr.98: „nit in geselschaffts wise“) という点についてである。本平和令が国王および諸侯中心で起草された所以が、このところによくあ

らわれている。)

こうして、書簡によれば、諸騎士団は「思い上がってしまい、いつでもいろいろの暴力を駆使し、戦いをしかけるぞ („ye mit iren gewalte mutwilliclich zu kriegem zu dringen“) というようにシュヴァーベン都市同盟に伝えてきた。そこで同同盟はこう決意を披瀝する。これを恐れず („unverschrocken“)、まずは「事前に仲裁裁判に訴え („daz recht bever nemen“)」かつ神の支援 („mit der hilffe gotes“) と貴殿とわれらの援助とによって騎士団の攻撃から身を護らんと。そのために「貴殿（ライン都市同盟）との友好関係」を懇請する。書簡はまだまだ続くが、ここでひとつだけ挙げておきたい。シュヴァーベン都市同盟はライン都市同盟に約束する。「まもなくわれらの戦争が始まろうが、はたまた平和が訪れよう („unser kriege gesezitz worden oder zu freden kemen“) が」貴殿には、わが軍部隊を派遣する。「われわれが貴殿に便宜をはかるのは、当然のことだ」と。ここには、あたかも、通告状にのべられていた定型文言「某の平和と非平和と命運を共にせん („in irem fredin und unfredin sin“) と望む」にいうように、平和と非平和（戦い）とはあざなえる縄のごとく観念されていたことが窺いえて、興味深い。書簡末尾では（本文で付言していた通り）、シュヴァーベン都市同盟にたいしフェーデ通告におよんだ獅子騎士団員として、ウルリヒ・フォン・ヴェルテンベルク伯（後1388年8月都市戦争の最中に戦死する）、ウルリヒ・フォン・ホーエンローエ、エグノー・フォン・フライブルク伯他24人の名を一覧にして掲げる。注意を喚起するためである。

シュヴァーベン都市同盟との同盟をうたいあげつつ通告状が発せられるのは、都市戦争時代大詰めの都市戦争期に顕著にみいだされる。バイエルン大公シュテファン、フリードリヒにたいし1388年1月20日フランクフルト (Nr.1028)、マインツ (Nr.1029) によるフェーデの通告状である。ここには、通告の主体としてシュヴァーベン、バイエルン、フランケンの諸都市が、諸都市同盟間の同盟を媒介にすることで一堂に勢揃いして („von

der vorgeanten unsere egenanten wegen gemeyner stette, die den bont mit eynander halten in Swaben, in Beyern und in Franken“）いる。ここにはたしかに、「利害を共有する互いの都市 („gemeyner stette“) のために」とはあるが、孤高性を保たんとするニュルンベルク、レーゲンスブルクがいる。またシュヴァーベン諸都市とラインのそれとの思惑は必ずしも一致せぬことがあるし、同盟内部の都市間でも同様であろう。微妙な関係のなかでの勢揃いではある。

6 紛争と平和形成

(1) 紛争態様と加害事情

1381年11月18日ハーゲナウは「フランクフルトのために」ブルン・フォン・シャルフェンシュタイン („Brunen von Scharpfenstein“) にフェーデの通告をおこなった。このときの通告状 (Nr.110) によれば、通告の契機になっていたのは、フランクフルト側からの催告によっていた。「そのことのゆえに」ブルンに向けフェーデ通告をなすべし、との要請である („dar umb su uns gemant hant“)。では、「そのことのゆえに」とはなにか。「そこもと (ブルン) が彼ら (フランクフルト) にたいしおこなっている、かつおこなった不法のゆえに („umbe daz unreht, daz du in dust und geton hest“)」ということにあった。フェーデ通告の理由として通告状があげるのは、ほとんどの場合こうした「不法 („unreht“)」であった。なお、ちょうど1ヶ月後12月18日にまさにこのブルンに向けて今度はフランクフルト自身が通告を実施することになる。これは、既述のように、同市の使者のひとりヘンネが通告状を運んだ相手先のなかに „zu Brunen (von Scharpenstein), zu Cunen von Scharpenstein“ がいた (Nr.129) ことからわかる通りである。

このように「不法のゆえに」といったステロタイプ化した言い回しがと

られているのは、通告状自体が紋切り型の文句で貫かれていたことと深く関係していよう。ここでひとつ確認しておけば、フェーデの通告以前の段階で、当事者（上記の一例によれば、フランクフルトとブルン）のあいだに攻撃・防御の紛争が起きていたとみられる。紛争は、フランクフルトと共にライン都市同盟の一員であったハーゲナウに影響し、同市はフェーデを通告することで同盟員としての義務——同盟員は支援者たるべしとの——を果たすのである。となると、ハーゲナウはブルンとは元来直接には紛争関係にはなかったことになる。場合によっては、彼の名前を聞いたことも彼に遇ったこともない間柄だったかも知れない。もちろん、都市戦争時代を背景にしていたため、一般的に、領主対都市といった〈潜在的敵意〉は存在したにせよ。

しかし、翻って考えるに、フランクフルトがブルンと紛争状態にあったのも、もしかすると、フランクフルトが、別の同盟都市Xの紛争を、支援者たる地位にある都市との理由によって、引き継いだ結果なのかも知れない。こうなると、フランクフルトとブルンとは、本来は直接には紛争関係にはなかったことになる。以上のようにみると、X市・フランクフルト・ハーゲナウは相互に交錯しつつ、紛争に巻き込まれていたということになる。紛争にまきこまれる場合のこのようなありようは、当事者として直接的なこともあるが、むしろ多くの場合は、〈支援者〉といった間接的な形態にあったものと考えられる。これは、「某市のために」通告する、というこれまで紹介してきた通告諸事例から、さほど無理なくいえることである。都市同盟、都市戦争時代における紛争の特徴的態様と位置づけることができる。

紛争のこのような特徴的ありようのもとでは、紛争を〈解決する〉といった事態はほとんど考えられないであろう。同盟関係にあるそれぞれの都市が各都市なりに、紛争を〈処理する〉（紛争と〈つきあう〉）ことはあるにせよ。

さて、加害の事情としては、既述フランクフルト宛ヴォルムスの書簡

(Nr.54) にみえた「ものを奪い、人を捕らえ („mit name und mit gefengnisse“)」とあるのが「不法」と比べてやや具体的である。具体性の点では、ボマースハイム城の領主ヴォルフとループレヒトラが加えた著しい損害 („grossen schaden“) にたいし宿敵フランクフルトが彼らに全13箇条にわたって(1382年1月21日ころか)申し立てていた苦情 („ansprache“) が目立っている (Nr.158)。ヴォルフら城共同相続人 („ganerben“) にたいしフランクフルトが1382年1月21日に (Nr.156)、また (年月日は不祥だが) ライン都市同盟 (Nr.157) がフェーデ通告状を送ったのは、おそらくそれら数数の苦情と、少なくとも関係はあろう。なおこの点については改めて後述でも触れる。本苦情には、フランクフルト市民にたいする加害と並んで、フランクフルトの大市を訪問する外来者商人 („kouffluden, die unsere messe fryheide suchen“) が遭遇している被害がうったえられている。市民にたいする加害の一例には、市民とユダヤ人が捕らえられ („gefangen“) 城に連行され („gefuret“)、50グルデンと豚2頭が奪われ („geschetzt“) るとか、市民が殺害され („ermordet“) るとかのことがあった。また大市を訪れる商人は帝国街道上 („uff des riches strasse“) で被害に遭った。加害者はボマースハイム城から出沒して („uss Bomersheim und widder dar in“) 行動を起こした。一部の商人は城の牢中で苦痛を加えられ („in gefengnisse gemartelt“) この結果死亡し („gestorben“) た。それらは、ただフランクフルトの申立によるのだから、ヴォルフら城員からすれば異論があるかもしれぬが、フェーデ通告の背景にあった紛争・加害には苛酷な事情があったのがわかる。

いま、フェーデ通告の背景にあった、とのべたが、じつは、こうした加害がいかなる事情のもとで起きたのかは正確に確認することができない。この点がいちばんやっかいな問題である。先述したように、フランクフルトやライン都市同盟がボマースハイム城の領主ヴォルフらにフェーデ通告状を送ったのはこうした加害にたいするフランクフルト側のさまざまな苦情と、少なくともなんらかの関係はあろう。しかし、両者の因果関係とな

論 説

ると、はっきりしない。(a) 苦情にあらわれた加害行為が起きたために、フランクフルト、都市同盟はフェーデを通告するにいたったのか。とすると、ヴォルフらはいわゆる〈盗賊騎士〉風な存在態様にあったのか。さらに彼らの加害行為はフランクフルトにたいする報復行動のひとつなのか。報復連鎖のなかの行動なのか。それとも (b) ヴォルフらの加害行為は通告を経た後のフェーデ実行の渦中において生じたものなのか。しかも、その行為が行き過ぎてフランクフルト側から苦情を招いたのか。通告は経ぬが、あるいは通告は遅れたが、実質上はフェーデの実行を意味していたのか。当面これらのことは、問題を出すだけにしておかざるをえない。

(2) 平和形成のありよう

都市戦争時代における、そしてこれに伴いフェーデ通告状がさかんに発せられていた時代における〈平和形成〉はいかなるありようをとっていたのであろうか。以下では、その代表的な形態を紹介しつつこの点を考えてみたい。

既述のようにフランクフルトライン都市同盟市がシュヴァーベン都市同盟と同盟を結んだ(1381年6月17日)ことからくる影響は、フランクフルト以外の都市にも広がる。シュトラースブルクの市長クンツ・ボッケ („Cuntze Bocke“) および市参事会は11月9日「諸領主・封臣・騎士また騎士見習らに向けて („Allen herren, dienstluten, rittern und edelknechten“) 書簡を発する (Nr.83)。このなかで、市長クンツは、マインツ、フランクフルト、シュトラースブルクなどライン都市9市と、シュヴァーベンの諸都市とが同盟関係にある („zusammen verbunden sint“) ことを領主らに知らせ、続いて以下のようにのべる。目下シュヴァーベンの諸都市は自身の敵 („ire vigende“) と戦っている最中にあり、敵の筆頭にはエーベルハルト・フォン・ヴェルテンベルク老伯がいる („daz die selben Swebeschen stette zu velde gezogen sint uf den edeln herren grafe Eberharten von Wirtenberg den alten“) 。他に、諸貴族 („Heinchen von Dorrenbuch, Henselin

von Cronheim, Eberhart Leschen“) が戦いに加わっているし、シュペーテン家の領主らも敵の一員で („uf den Speten“) ある。シュヴァーベンの諸都市がこうした事情にあるとき、貴殿ら諸領主らに向かい「誠意を込めつつ、告げる。」貴殿らは、シュヴァーベンの諸都市に敵対し („uf die selben Swebeschen stette“) エーベルハルト老伯らを支援する、といったことはおこなわぬ („nit dient noch helffent“) ようにして欲しい。「われらが貴殿らに敵対し攻撃を加えるようなことは、ないのだから („umbe daz, das wir nit gegun uch tun mussent“) 」と。

書簡は、次のように続き、結んでいる。もし貴殿らがシュヴァーベンの諸都市に敵対しエーベルハルト老伯らを支援するようなことになれば、貴殿らは、それがわれらにとって好まざるところである („daz uns nit lieb were“) ことを覚悟してもらうべく貴殿らに告げざるをえぬ。老伯らを支援するようなことになれば、そのことのゆえに („von uwers dienstes wegen“) 貴殿らは、「シュヴァーベンの諸都市および、これら諸市と同盟を結ぶわれらラインの都市とによる加害に晒されることに („in schaden von selben stette und unserre verbuntnisse wegen komen“) なるう」と。

ここに貴殿らと称された上記諸領主らがどこの者なのかについて書簡はのべていないが、おそらくライン地方居住の者であったろう。本書簡は彼らにたいし、ある警告を発したのである。彼らがヴェルテンベルク老伯らと行動を共にする——フェーデ通告状にある言葉で言い換えると、伯らの「平和と非平和と命運を共に」する——ときは、都市同盟は彼らに攻撃を加え、損害を与えるであろう、と。都市同盟側の自負するところ大なるものが感じられる。ただし、以上の内容の書簡がしたためられたという事実は知られるが、ではこれがどのような方法で発信され、具体的にだれがこれを受け取ったのであろうか。この辺りは、皆目わからない。まさか、〈高札〉によって知らしめるというのもあるまいに。〈布令〉としてまわったのであろうか。無論少なくとも同盟諸都市には書簡の内容は報知されたであろう。同趣旨の書簡は1382年2月5日フランクフルトからも発せ

られた (Nr.181)。同市にライン都市同盟市10市の使節が集合し、このとき作成された書簡は「親愛なる領主らよ („Lieber herre“)」と語って、ライン諸都市の敵を、また都市同盟に敵対する („wider unsern bunt“) 者らを、城とか所領に宿泊させぬよう、領主らに懇請している。宛名匿名のこうした書簡はしたためられて『筆写簿』に登録されたものの、じっさいには送達されず、一種の雛型書簡に止まったものもあろう。

ともあれ、このようなかたちで相手に〈警告する〉(もう一歩進んでいえば〈威圧、脅威を与える〉) ことによって、戦争やフェーデの実行を抑制するというのが、都市戦争時代における〈平和形成〉(紛争に〈おさまりをつける〉・相手と〈おりあいをつける〉) の一つのありようと捉えることができよう。ところで、上記書簡では宛先が「領主ら」といったように抽象的な言い回しになっていたが、じつは同様の性格の書簡 (Nr.74) を前年11月3日にフランクフルトが出していたのが『筆写帳』の記載からわかる。しかも、ここにははっきりと宛名が記されていた。ナッサウ伯ループレヒト、ヴァルラーベ、ヨハンであり、カッツェネルンボーゲン伯ヴィルヘルム、ディーター、エーベルハルト、またファルケンシュタインやイーゼンブルク („Ysenburg“) の領主らの、あわせて10人である。書簡にいわく⁽⁷⁷⁾、われらの盟約同盟市たるシュヴァーベン諸都市が行軍をなさん („eynen zog tun wellent“) としているさいに貴殿らが諸都市に敵対行動を起こすよう („daz widder die ginge“) 求められるような場合には「それ[敵対行動]をやめる („dez abe sin“) 》ように、われらは貴殿らに請う、と。そして書簡は、こう続ける。もしこの請願が蔑みされて、われらに敵対するようなことになれば「われらは同盟状がうたうところに従い („alse die buntbrieffe sagent“) 行動をなさざるをえぬ。」支援の軍事行動である。ある意味で一種の脅し——通告状を発し、かつフェーデの実行におよぶぞ、との——をかけたつ、他方でフランクフルトの書簡はこう語り、結ぶ。「貴殿らに、こころから („dinstlichin“) 請う。貴殿らがこうした問題に煩わせられることの無きように („daz ir uch solicher sachen uberhebin wollent“)

貴殿らがこれに煩わせられるということがなければ、われらは貴殿らと今後益益友好の関係を保ち続け („die baz in fruntschafft mit uch virlibin und gedun“) うるし、これが貴殿らの望むところであろう („daz uch dienst und liep were“)。] 斯く友好関係継続の申し出も怠らない。

フランクフルトはさらに同日11月3日に同様の書簡 (Nr.75) を出す。コンラート・フォン・エアバッハ („Schencke Conrad von Erpach“) を始めとして名前のわかっている者だけでも少なくとも12人に向けて。これに加え、城の共同相続人 („ganerbin“) も宛先になっている。そして同様にこうのべる。「貴殿らは、貴殿らみずからとわれらとがこのような問題に煩わせられることを、望んではない」とわれらは信じる、と。ただ、本書簡が先の書簡 (Nr.74) と異なるのは、「われらの敵は、このかぎりにあらず („usgenomen die unser viende sin“) として、或る人物にたいしては敵対関係の存続を語る点にある。こうした敵として、名が挙がっているなかにクロンベルク城の領主、その共同相続人がいた。

このように、都市が伯・領主に軍事行動を抑制するよう請願するのは、同時代における平和形成の一態様を示している。以上の諸例では、請願を受けた側からの応答について事情はわからない。この点を多少とも知ることのできる一例がある。しかも、応答ぶりが都市に歓迎されるものであったかという、必ずしもそうではなかったこともわかる。

1ヶ月近く経った1381年11月28日ころフランクフルトは一書簡 (Nr.112) を発した。しかも、上記直前の事例で名が挙がっていた、マインツ東、カッツェネルンボーゲン伯ディーターに宛てである——以下では便宜上書簡Aと呼ぼう——。すぐさま同伯から返書——同様に書簡B——が市に届いた (Nr.113)。そこで、以下でこれらを見ていきたい。

書簡Aは市が伯に懇請するのが、その趣旨である。市はこう語る。われら (フランクフルト) はわれら自身の敵と、盟約諸都市の敵との両面の敵を迎えて手一杯の状態にある。こうしたとき、われらの敵 („viende“) の幾人かが貴殿 (ディーター伯) に、貴殿がわれらの敵となりわれらのとこ

論 説

ろに騎馬によって押し寄せるよう頼み込んでいるのは、われらにとって我慢ができぬことだ。そこで、われらは「貴殿の高貴なる心映え („uwere etelkeid“)」にうたえて懇請する。彼らがそのような依頼をしてきても、余は応じぬと、貴殿は彼らに断って欲しい。それにもかかわらずわれらへ押し寄せる者らにたいしては敵とみなしわれらは攻撃するのを辞さない。ただし、貴殿ご自身には攻撃は加えない。ただ、貴殿がわれらの敵を貴殿のところに宿泊させぬ、起き伏しさせぬ („nicht huset, haldet ader zu legit“) ようにして欲しい。また、彼らが貴殿の城や所領に出没して („uz ader ynne uwern slossin ader gebieten“) われらに損害を加えるのを許さぬようにして欲しい。このように懇請するからといって、貴殿とわれらとのあいだに好意が損なわれることも、友愛が失われることもないし、むしろ以前にもまして、ヨリ好ましい間柄となるであろうと、われらは信じるものである、と。

本書簡は最後に、伯の好意ある返事を待つ、とのべて閉じる。この書簡 Aにはある紙片が付され、市にたいする加害者の名が具体的に挙げられている。いわく、貴殿（ディーター伯）の持ち城なるリーンハイム城から出没してエーベルハルト・フォン・シェルムがわれら（フランクフルト）に攻撃を加え危害をおよぼしている、と。そこで、市は伯に懇請する。「貴殿へのわれらの敬意にかけて。」かような加害行為を中止するよう彼（エーベルハルト）に命じ、これによってわれらへの友愛の念を示してほしい。「貴殿の高貴の心映えを、われらが信じているからには。」当付属紙片も、フランクフルトはディーター伯からの好意ある返事を書面によって待つ、と結んでいる。以上本書簡は、例によって『筆写簿』に記載登録されていたものである。記載登録の末尾には、「注記 („Nota.“)」として、同文の書簡はカッツェネルンボーゲン伯ヴィルヘルム（前述）にも向けしたためられ送達された、ただし、上記エーベルハルトに関する付属紙片は、送達から除かれた、とある。エーベルハルトの件は、ヴィルヘルム伯とは直接には関係がなかったからであろう。

書簡Bは前述したように伯の返書であり、しかも彼の返事は一面で市への友愛を示すところは示し（a）、他面で市にたいし主張するところは主張する（b）。まず（a）フランクフルトおよび同盟都市の敵が伯のもとに滞在しているとき、その滞在期間中は、フェーデ通告後少なくとも8日経過した後でなければ（„dan acht dage vor“）、伯は彼らに、諸市への攻撃（フェーデの実行）はおこなわせぬ。ただし8日の経過の件は、諸市にも守ってもらわなくてはならぬ。諸市によるフェーデ通告後少なくともこの8日のあいだは「彼らも、貴殿と貴殿の盟約諸都市との攻撃から安全である（„vor uch und uwern eitgenossin dez sicher sin“）ように。」書簡は、こう続ける。市側がこれを受け入れるならば、伯は、伯のもとに滞在を望む者ら（すなわち、市側の敵であり、あるいは敵となりうる者ら）の名前を、市側に書き送るのに吝かではない。しかも、その者らが伯のもとに滞在するかぎり、滞在中は市側とは「休戦中（„in den vorworten“）であるべし。」この「休戦中であるべし」とは、伯が彼らにたいし市側との休戦を命じる、ということであろう。

ここでこの「休戦中」云云に関連してちょっと横道に逸れる。1381年11月11日付でフランクフルトがウーデ・フォン・フィルマールなる者に宛てた、ごく短文の書簡（Nr.84）がある。市は彼と休戦の約定を結んでいた（„soliche furworte, als wir mit dir hatden“）が、解約を通告（„so sagen wir dir die selben furworte uff“）する。理由は、ウーデが市にたいし約定を踏みにじった（„swerlich uberfaren“）ことにある、と。破約の詳細はわからない。おそらく互いにフェーデを実行する最中休戦の約定つまり和解が成ったのであろうが、これをウーデが破った。フランクフルトは、彼を「そこもと（„du“）」と呼び捨てる。「貴殿（„ir“）」とはいわない。ともあれ、交戦中に——局地戦においてか——随時取り交わされる休戦約定は間違いなく〈平和形成〉のひとつであろう。たとえしばしば破られるにせよ。

さて、本道に戻ろう。（b）ディーター伯が主張するところは主張してのべるものは、簡潔である。「貴殿（市）は、余（伯）が貴殿の敵を余の

もとに留めおいている、と非難の書簡を書き送ってきたが、しかし、貴殿も承知の通り、余は、しかるべき戦いは戦い取らねばならぬ („eynen drefftlichen krieg han“) し、その場合、余が自由に用いる者ならば、いかなる者であろうとも投入し、戦いの急場をしのがねば („uns behelffen mit wem wir mogen“) ならぬ。」

書簡Bは、以上についてフランクフルト市の返事を待つとし、結ぶ。続いて追伸がのべられ、上記書簡A付属の紙片に挙げられていたエーベルハルト・フォン・シェルムの件について、こう書く。貴殿(市)は、彼(エーベルハルト)が貴殿の財物を奪い、これを余(伯)のもとに運び込んだ、と書き送ってきたが、「余はその件についてはなにも知らぬ („dar umb nit enweiz“).」しかし、その件について彼にいちおう訊ねてみるつもりだ、そのうえで返答したい、と。

以上が、書簡Bの全容である。都市戦争時代国王、諸侯、領主 („herren“) ら、そして都市、都市同盟という諸勢力のなかにあつてカッツェネルンボーゲン伯ディーターがいかなる位置にあつたのかは、ここでは詳らかになしえない——ただ、既述のように、カッツェネルンボーゲン伯家は獅子騎士団の設立に指導力を発揮したといわれていた。ディーター伯は、自らを、都市同盟に対抗する一勢力であると自負していたようにみえる。これは次のように本書簡から読み取れよう。ディーター伯が対都市戦争を肯定的に捉えていた——「しかるべき戦いは戦い取らねばならぬ」——こと、しかも戦争遂行のためには少なからぬ数の戦闘員を必要とするゆえ、これを、自己の城などに確保しようとしていた——この過程で、伯は市と衝突した——ことである。対都市戦争のみならず、当時ディーター伯は、対ループレヒト・フォン・ナッサウとの戦いを抱え込んでいた。なお、書簡のやりとりはこれ以上先には進まなかった。

こうして全体としてみると、伯ディーターの返書はフランクフルトにとって好意的なものでは必ずしもなかったといえよう。たしかに、フェーデ通告から実行まで猶予期間を置くべしとか、休戦を命じるとの配慮を示

してはいるが、これらのことが伯のもとに出没する騎士ら戦闘員によって遵守されるという確かな保証は、ない。ましてや、伯自身が対都市戦争については諸侯側、領主側の一員たる自覚をもっているうへは。伯としてできるのは、戦闘員らが都市に加害を加えてしまった後で、せいぜいのところ、彼らに、その間の事情を問い質すぐらいではないか。

フランクフルトをはじめ諸都市は、しばらくは、伯のこうした対応を甘受せざるをえなかったし、延いては、紛争・戦争に〈つきあう〉という姿勢（〈解決する〉ということではなくて）をとらざるをえなかったものとおもわれる。この意味での〈平和形成〉は進められていく。

(3) フェーデの通告とフェーデの実行

本節の最後に、フェーデ通告とフェーデ実行との関係についてみておこう。通告と実行についてはこれまでおりにふれ言及してきたが、ここで全体として考えてみたい。先にシュヴァーベン出身の傭兵隊長ジーフリートに宛てたフランクフルトの書簡 (Nr.1032) を取り上げたが、そこでは紹介しなかった書簡個所がある。バイエルン大公側にフェーデ通告状を手渡すさいの使者の行動である。「このわれら (フランクフルト) の使者が他の都市の使者よりも早く (手渡し場所に) 到着する („ee zu kommen dan der andern stede botden“) ようなとき」は、彼は他の都市の使者を待ち受け、こうして諸使者は一丸となって („mit ein“) バイエルン大公側に進み入り、通告状を手渡すように、と。これは、おそらく市が当該使者に予め指示していたことであろう。改めて傭兵隊長にも注意を喚起するのである (なお、通告状が届けられる前に隊長は攻撃に移ることがないようにと注意喚起のあったことは前述の通りである)。注意を喚起する背後にあった事情は、こうではないか。同じ案件について同一人物に通告状を送達するのに、とくにシュヴァーベン諸都市の使者らはてんでバラバラな行動をとるきらいがあった。これが、フェーデ実行のさいにも傭兵に同様の行動を取らせていた。フランクフルト、およびライン都市同盟市は、かねてから、

こうした事態には問題を感じていた、という事情である。

それはそれとして、ここで考えたいのは、こうである。予定されている、諸都市の使者が揃うまで待つて通告状を手渡すといったことは、バイエルン大公側へ圧力をかけるうえで効果的な働きをする一方で、その行為をそれ自体としてみると、当該行為は一種の〈儀礼〉の側面をもっていないか、ということである。通告のこの側面については前稿において多少考えてみた⁽⁷⁸⁾。また通告状が既述の通り3点セット風な紋切り型の、しかも短文文章で綴られていたこと自体そうした側面が多分にある。ここで池上俊一氏の言葉を引けば、儀礼とは「諸種のコミュニケーションのレベルで、その参加者・目撃者に、当事者の——新たな——社会的役割・アイデンティティを明らかにして、共同体のコンセンサスを創造する」ことである⁽⁷⁹⁾。しかも、フェーデ通告は紛争を背景に置いたコミュニケーションのひとつであった。ただし、当事者（本稿では、国王・諸侯・領主・騎士・都市同盟・都市）がそれぞれ自己のアイデンティティを余りにも主張しすぎる（あるいは、主張しなすぎると、却ってコミュニケーションは成り難くなる。バランスを要する。さらにいえば、「社会的役割」の自覚と「アイデンティティ」の主張とは調和しないこともまた、少なくないであろう。

ともあれ、ここでの問題は次のようになる。通告が一種の〈儀礼〉の様相を帯びていたとすれば、フェーデ実行の方もその色彩を多かれ少なかれもつのではないか、ということである。となると、こうした色彩のもとにあるフェーデ実行は〈実戦〉（もしくは〈即戦〉）の志向——〈好機〉を捉えてすかさず、かつシャニムニ行動を起こすという——とは、異なってくるのではないか。では、儀礼性を帯びるフェーデ実行とはなんであろうか。実行までに、あいだを置くということである。約定に従い、あるいは法に基づき、あるいは約定・法の有無にかかわらず、猶予期間を設けることである。通告状には既述の通り〈通告者の名誉を護らんとする〉とあった。これはフェーデの実行を予定においた定型文言である。この関係でいえば、

できるかぎり長く、少なくともしばらくの間は実行予定のままにしておくことである。

実行が予定のままに留められている間に、当事者・支援者らは、交渉の余地を探ることになる。フェーデの通告から実行予定にいたる過程で重要なことは、本過程が、利害関係のあるさまざまな周囲・周辺に〈公然のもの〉・〈公開のもの〉となったことにある。交渉の余地はこのなかで発見される。当事者・支援者以外の者（介入者、すなわち利害関係者）をも含んで。ただ、じっさいに交渉が探られていた形跡を史料上個個に確認することは、難しい。しかし、多かれ少なかれ種種のかたちを取ってそれが探られていたと考えざるをえない。和解とか〈休戦〉の約定はそのひとつである。もし、本稿紹介の、多数の支援者を抱え込んだ数数の通告が予定通りそのまま実行（〈実戦〉・〈即戦〉）に移され、相手側もこれにいちいち応じる——通例ありえぬことだが——とすれば、それは〈社会の秩序の麻痺〉を招かないであろうか。事情によっては危険な存在となるのを承知のうえで都市が傭兵を投入するのは、市民の日常の、商業上・通商上・手工業上の生活秩序を維持するためであり、市民が限度以上のフェーデにまきこまれないためであったはずである。

もちろん、交渉、延いては儀礼が「実際に失敗する」（池上俊一）ことはある。フェーデが通告通り実行へと動く。また通告は経ぬが、あるいは通告は遅れたが行動は実質上フェーデの実行を意味することもある。逮捕され、裁判の対象になる行為として、既述の1381年9月末ラント平和令草案（Nr.55）に「略奪、殺害、放火、昼間および夜間の盗み」などと共に挙げられていた„unreht widersagen“が、それにあたるであろう。これは、文字通りには「不正なフェーデ通告」であるが、意味は「通告のないフェーデ」を指している。同様の処断を被る行為として掲げられている„unrehte angriffe（不正の攻撃）“とは、帝国街道を旅する商人などにたいする襲撃を指すのであろう。ともかく、後年1388年盛夏のシュヴァーベン、ヴァイル・デア・シュタット市南、デフィンゲンにおいて、やがて都市同盟の全

体的敗退化に繋がる会戦が起きたのは、そうした交渉・儀礼の失敗に起因するのかも知れない。だが、都市戦争時代初期の段階では、少なくともフランクフルト・ライン都市同盟と領主・騎士とのあいだでは、まだ交渉の余地はあったのではないだろうか。書簡のやりとり（前述）は、このことをわれわれに告げているようにおもわれる

7 おわりに

都市戦争時代初期の1381年10月前後から翌年2月前後の時期、フェーデの通告は通告状のかたちを取って表舞台に立っていたと共に、裏舞台にあっても通告と通告状は、さまざまに同時代人の意識と口頭とに上っていた。

フェーデの通告はコミュニケーションという意味では「非暴力的な」法的=社会的しくみとして存在しえた。法的=社会的しくみとして認知されていた点は、通告とフェーデ実行とのあいだにしかじかの猶予期間（一種の沈静期間）を設ける問題をめぐって当事者間で約定が作られたり、約束が交わされたりしていたところに、如実にあらわれていた。ほぼ初めてフェーデ通告に規律を設けた1186年12月制定の「放火犯にたいする平和令」（既述）によれば、当該規律は他でもない、少なくとも3日間の猶予期間を設けさせことにあった。その後1235年8月マインツ平和令になって、これに加え、フェーデ通告の前に告訴を起し判決を求めるべし、との要件が入った⁽⁸⁰⁾。（ただし、マインツ平和令では、「正当防衛[„nothwere“]」の場合は例外とされる。こうなると、事前告訴をもとめる規定がどこまで効果を上げうるかは、問題となろう。）このように、猶予期間の問題が論議の俎上に載ったこと自体すでに、フェーデ通告そのものが法的=社会的しくみとして認知されていたことを物語る。しかも、〈非暴力的な〉法的=社会的しくみ（コミュニケーション）として認知されていたからこそ、フェーデ通告と通告状のなかに〈暴力的〉なるものを取り込むことができ、しか

も〈暴力的〉なるものを通告の発信・受信のコミュニケーション実現のための担保となしえた（「はじめに」）。

では、この〈暴力的〉なるものとは、なんであろうか。それは、相手側にたいし加害におよぶことである。しかも、加害におよび損失を与えても賠償の責めを問われることがない、との意味における加害の表明である（Nr.232）。あたかもヴァルター・ベンヤミンが指摘する「強制としてあらわれる暴力」である。彼は論考「暴力批判論」（1920-21年）において語る。こうした「暴力行使の強制はちかごろ、暴力行使そのものと同じくらいに、もしくはより以上に強く、非難されるにいたっている」と⁽⁸¹⁾。本稿の問題関心に照らしていえば、〈暴力行使の強制は、暴力行使そのものと同じくらいに、もしくはヨリ以上に強く、フェーデ通告の相手方に脅威を与えていた〉ということになろう。ただし、ここで注意を喚起しておきたいのは、通告を受信するこの相手方もまた同様に発信者（通告者）側に〈強制としての暴力〉を加えることができる。しかも、受信者は改めて通告状を発することなくして、これが可能なのである。こうしてフェーデの通告は、通告の発信者と受信者とが互いに相手方に暴力行使の強制をしかけ合うことが許されるという意味において、法的=社会的しくみとして成り立っていた。

他方では、こうしたフェーデ通告——これを書面によって宣言する通告状は、たんに〈敵対関係の開始状〉とか〈宣戦布告状〉・〈挑戦状〉といった言葉で言い換えることで済むであろうか（「はじめに」）。あるいは〈敵対関係（フェーデ）実行予告状〉と称することで片付くのであろうか。もちろん、通告状をそのように捉えるのに全面的に異議を申し立てるのではない。ただ、そうした質問が提出されるのには、それなりの理由がある。フェーデの通告は、すでに紛争が起きていて、これが継続しているなかで発せられる。この点を多少敷衍してのべれば、フェーデ通告状が発せられる以前に当事者XY間で、あるいは当事者Xの支援者と当事者Yの支援者とのあいだで、戦争であれフェーデであれ紛争はすでに始まっており、し

かもこれは、当事者・支援者の言い分によれば——あくまでも言い分であり、じっさいに言い分通りであるかどうかは確認できない——〈不法〉という形態をとって出現していた。このことは既述1380年8月16日「(獅子)騎士団のために」フランクフルトにたいし、モンフォール伯、ヴェルテンベルク伯らが発したフェーデ通告状の一例にあった通りである。いわゆる〈不法がおこなわれた〉との一方当事者・支援者の、他方にたいするこうした主張は、一部はフェーデ通告のない襲撃であったとか、一部は別の主張(ラント平和令に違背する襲撃であるとか、身に覚えがないのに攻撃を被ったとか)であったかも知れない。いずれにせよ、通告以前にすでに紛争が起きていた。さらにいえば、上記の事例で、獅子騎士団側はフランクフルトからの「不法」に晒されたとうたえるにもかかわらず、フェーデ通告状をもって対応した。なぜ、「不法」にたいしただちに反撃(〈実戦〉)に移らないのであろうか。「不法」であったと主張するのならば、即刻〈自力救済〉をもって応じても大義名分は立ったはずである。通告状をしたため、これを送達するといった、まだるっこい方法をとったのは、なぜなのか。

こうみてくると、要するに問題は、なぜフェーデ通告状は発せられるようになったのか、言い換えればいかなる役割を担って登場してきたのか、の質問に帰着してこよう。すなわちその役割とは、紛争の〈抑制〉にある。より正確に言えば紛争がエスカレートするのを〈抑制〉しようとする当事者・支援者の〈志向〉(あるいは〈提案〉といってもよい)にある。これはいかにも逆説風に聞こえるかもしれない。しかし翻って考えるに、通告が一種の〈儀礼〉であり、儀礼は「ある状況を解決し、変え、あるいは示す」ためにおこなわれる(吉田禎吾)⁽⁸²⁾とすれば、これら一連の行為のなかで最も重要なのは、状況を〈変える〉という行為であろう(状況を変えらることで、解決に繋がることもある)。われわれの場合、或る状況を変えらるとは、紛争の現状を変えらることに他ならない。しかも、紛争の抑制の方向へ変える。(紛争を拡大させるのに、わざわざ通告状は必要ではない。

ほうっておいても、拡大するときはする。) 繰り返していえば、フェーデの通告が果たしている役割は、紛争の抑制に向けて働きかけようとする当事者・支援者の志向（あるいは提案）にある。この志向を担保しているのは、通告を通して紛争が〈公然化〉するにいたることである。公然化によって公式に介入者（利害関係者）も紛争に参加でき易くなる。こうして、交渉による〈平和形成〉——紛争に〈おさまりをつける〉・〈おりあいをつける〉こと——への道筋が開かれうる。ただ、道筋がじっさいに開かれるのか、それとも、敵対関係が実行に移されてしまうのかは、当事者・支援者・介入者そして実戦部隊としての傭兵の勢力関係いかに関わっている。上記の道筋が開かれないうえにフェーデの通告がそのまま実行に移る事態は、現実には少なからずあったであろう。しかしこのときでも、フェーデ抑制へと働きかける当事者・支援者・介入者の、和解・休戦への志向は捨て去られてはいなかった。

以上、紛争の渦中におけるフェーデ通告の持つ意味を、1381年から82年にまたがる短い月日について、ある意味でサンプルとして取り上げ考えてきた。その結果として上述にまとめられたものが、後続の時代にどのように繋がっていくのかどうかをみるには、都市戦争時代をさらに追っていく必要がある。また本稿は、疑問・問題に答えるよりはむしろ、疑問・問題を出す方がずっと多かったので、提出された諸問題にも今後応えていかねばならないであろう。

注

(1) Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, Bd.3 (Oberdeutsche und schweizerische Städte- und Landfriedensbündnisse von 1381 bis 1389), bearb.v.Ruser, Konrad, Göttingen 2005.

(2) Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde, Bd.2 (Städte- und Landfriedensbündnisse von 1347 bis 1380), bearb.v.Ruser, Konrad, Göttingen 1988.

- (3) Konrad (前注2), Nrn.1274~1284,1286. なお、これらの通告状と関係文書とを用いた小論として、拙稿「フェーデ通告からラント平和裁判へ——フランケンのある事例より——」『法と政策をめぐる現代的変容』(熊本大学法学部創立30周年記念・成文堂・2010) 313頁以下参照。
- (4) 瀬原義生『ドイツ中世都市の歴史的展開』(未来社・1998) 所収、337頁以下。なお、関係する比較的近時の研究としては Schubert, Alexander, *Der Stadt Nutz oder Notdurft? Die Reichsstadt Nürnberg und der Städtekrieg von 1388/89*, Husum 2003 がある。
- (5) Konrad (前注1), Nr.112.なお、このNr.112のように、本稿本文の中で挙げられている番号は、全てKonrad (前注1) に所収の文書史料の番号を指す。読者がいちいち注を参照しなければならぬことからくる煩雑さを回避するためである。
- (6) Konrad (前注1), Nrn.61 (1381), 76, 77, 80, 81, 96, 139, 154 (1382), 156, 178, 229, 276, 277, 297, 365, 380 (1383), 389, 392, 415, 421, 432, 435, 480 (1384), 518, 542, 543, 681 (1385), 684, 797 (1386), 949 (1387), 955, 1028 (1388), 1101, 1133, 1177 (1388) etc.
- (7) Konrad (前注1), Nrn.1267 (1388), 1288, 1293, 1307~1319, 1321, 1324~1328, 1333, 1336, 1338~1344, 1355~1360, 1364~1366, 1382, 1388, 1469, 1473, 1513 (1393) etc.
- (8) Konrad (前注1), Nrn.153 (1382), 155, 157, 160 (1382) etc.
- (9) Konrad (前注1), Nrn.1204 (1388), 1205, 1206, 1207, 1208, 1245, 1251, 1276, 1288, 1289, 1299, 1300, 1333, 1344, 1346, 1367 (1389) etc.
- (10) Konrad (前注1), Nrn.1184 (1388), 1186, 1187, 1193, 1194, 1195, 1196, 1197, 1199, 1297 (1388/89) etc. なお、フランクフルトがライン都市同盟とシュヴァーベン都市同盟と共に発し、また両同盟自身が発する通告状については確認できない。
- (11) Orth, Elisbet, *Die Fehden der Reichsstadt Frankfurt am Main im Spätmittelalter. Fehderecht und Fehdepraxis im 14.und 15.Jahrhundert*, Wiesbaden 1973, 163

フェーデ通告と通告状の一考察

- (Anm.2). また、当該の時代におけるフランクフルト・フェーデ通告をめぐる諸問題（例えば、通告権を持つ者とはだれかとか）についてはOrth（注11）35-57 に詳しい。
- (12) Orth（前注11）, 119-140 がライン都市同盟を中心にこの全時代を取り上げる。cf.Schubert（前注4）, 16（Anm.39）。
- (13) 小倉欣一『ドイツ中世都市の自由と平和 フランクフルトの歴史から』（勁草書房・2007）103頁および322頁。
- (14) 花田清輝『日本のルネッサンス人』（講談社文芸文庫・1992）193-94頁。
- (15) なお、瀧川政次郎『長谷川平藏 その生涯と人足寄場』（朝日新聞社・1975）第二部「人足寄場」に「社会復帰」のため人足に支払われる労働賃銀の額は「いちばん激しい労働に従事する油絞りの人足で、一日二、三十文程度で、月に二回支給された」（202頁）とあるが、どのように「激しい労働」だったのかについて本書には、具体的記述はない。
- (16) イヴァン・イリイチ（玉野井芳郎他訳）『シャドウ・ワーカー生活のあり方を問う—』（岩波現代選書・1981）17頁
- (17) ブルンナーが主著において比較的明瞭にこう規定する（Brunner, Otto, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., Wien 1965, 37 [Anm.4], 78 [„Feindschaft“], 106 [„Feindschaft“]）のは、彼の「フェーデ」論からいって理解できよう。なお、彼の主著に批判的に向き合おうとするガーディ・アルガージの論文「オットー・ブルンナー——「具体的秩序」と時代の言葉」が「歴史的に生み出された言葉は、状況によって変化するもろもろの意味をもっている」（P. シェットラー編（木谷勤他訳）『ナチズムと歴史家たち』[名古屋大学出版会・2001] 134頁上段）と述べるところは、本稿にとっても考えさせられるものがある。
- (18) 千葉正士『法と紛争』（現代法学者著作選集・三省堂・1980）42頁上段。
- (19) 瀬原義生（前注4）338, 419頁。
- (19a) 最近の関係記事Reinle, Christine, Fehde, in:Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2.Aufl., I, Berlin 2008, Sp.1515-1523 にはフェーデにおける

フェーデ通告・通告状の意義については言及がない。

(20) 花田清輝（前注14）191頁。

(21) 網野善彦『〔増補〕無縁・公界・楽 日本中世の自由と平和』（平凡社ライブラリー・1996）39頁。

(22) 以上、拙稿「ラントツヴィンガー（Landzwinger）とはなにか——ドイツ刑事法史の一断面——」『熊本法学』122号（2011）27頁（注44）、6頁（注16）、75頁。なお、Roth, Andreas, Kollektive Gewalt und Strafrecht. Die Geschichte der Massedelikte in Deutschland, Berlin 1989, 140（Anm.62）、141（Anm.64）、160（Anm.207）も参照。

(23) Brunner（前注17）73（Anm.4）。同様にAsmus, Herbert, Rechtsprobleme des mittelalterlichen Fehdewesens, dargestellt an Hand süd hannoverscher Quellen vornehmlich des Archivs der Stadt Göttingen, Diss. Göttingen, 1951, 40（Anm.1）；Orth（前注11）35（Anm.56）。

(24) Brunner（前注17）37（Anm.2）、65（Anm.1）、66（Anm.3）、72（Anm.1）。

(25) Schennach, Martin P., Gesetz und Herrschaft. Die Entstehung des Gesetzgebungsstaates am Beispiel Tirols, Köln/Weimar/Wien 2010, VIII. Edition ausgewählter Quellen, 2.Texte, Nr.3a（S.837）。

(26) 拙稿「平和形成としての紛争—フェーデ通告状の考察から—」『熊本法学』113号（2008）50頁（注128）、68頁。

(27) Brunner（前注17）74（Anm.2）。

(28) 拙稿「平和形成としての紛争」（前注26）14頁（注81,82）。

(29) 以上はEckhardt, Karl August（Hg.）, Sachsenspiegel Lehenrecht, Göttingen 1956, 116；Eckhardt, Karl August（Hg.）, Sassenpiegel mit velen nyen Addicien san dem Leenrechte vnde Richtstige, Aalen 1978, 585（rechts）: „darumme schalde man sy me heren vnd de here deme manne vntseggen van munde to munde.“
cf. Terharn, Christoph, Die Herhorder Fehden im späten Mittelalter: ein Beitrag zum Fehderecht, Berlin 1994, 43（Anm.180）。

(30) Kaufmann, E., Widersagung, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 5

(Berlin[1991-97]), Sp.1350.

- (31) Rösener, Werner, Fehdebrief und Fehdewesen. Formen der Kommunikation beim Adel im späteren Mittelalter, in: Kommunikationspraxis und Korrespondenzwesen im Mittelalter und in der Renaissance, hg. v. Heimann, Heinz-Dieter/Hláček, Ivan, 1998, 11 („In diesem Kontext der vermehrten Schriftlichkeit“).
- (32) „Von uns dem rade von Franckenfurd./Wisse Contzman Bedder von Spire, daz uns die von Wormesse, unser eytgenossin, geschriben hant, daz du und dine helffere sie krieget und schediget widder recht und hant uns gemanet, daz wir din und diner helffere viende werdin. [イ] Dez wollen wir din und diner helffere fiende sin durch der Wormesse willen nach uzwisonge unsers bundes und [ロ] wollen in irem fredin und unfredin sin und [ハ] wollen dez unser ere gein dir und dinen helffern bewaret han./Datum nostri opidi sub sigillo anno domini 1381 feria secunda ante Dyonisii.“
- (33) „Wissit ir die burgermeistere, rait und burgere der stait Franckinfurt, das mich hait lassin wissin der hochgeborne furste und herre her Ruprecht der eldere, pfaltzgrave by Ryne, des heilgin Romschin richs ubirste druges und herzog in Beyern, das ir en krygint und schedigint tzu groseme mutwillen und wider recht und ubir myns hern des konnigs gebot, der uch das recht vor en geboden habe und ir mijnem hern deme konnige nicht gehorsam wollint syn. Umme daz unrecht, daz ir an den obgenant mijnem hern hertzogen Ruprechte den eldtern begent, dar umme wel ich Conrad Spiegel, ritter, uwer und uwer helffere fygint syn und wel deme obgenant mijnem herrin behulffin syn und wil in synem frieden und unfrieden syn und [ハ] wil mich da mide gein uch vurwart han. Urkunde disses briefs versigilt mit mijnem uffgedrugden ingesigel./Gegeben an deme nuwemjarstage anno domini 1389.“
- (34) cf. Brunner (前注17) 74 (Anm.4).
- (35) Orth (前注11) 37 („unverzichtbar“); Terharn (前注29) 52 („Unverzichtbarer Bestandteil“); Vogel, Thomas, Fehderecht und Fehdepraxis im Spätmittelalter am

- Beispiel der Reichsstadt Nürnberg (1404-1438), Frankfurt (M) u.a.1998, 178 („Quintessenz“).
- (36) 同時代の都市参事会におけるこのような評決制度については、拙著『中世ドイツの刑事裁判 生成と展開』（多賀出版・1998）350頁以下を参照。
- (37) Ausfertigungen fehlen./StA.Frankfurt a.M., Kop.buch 9 (7a) fol.6a Nr.6-7, gleichzeitige Abschrift, Pap.
- (38) Konrad(前注1), Nrn.2318~2357,2370~2405,2481~2486,2567,2635~2637.
- (39) StA.Rothenburg o.d.T., B 10 Nr.2, Ausf., Pap., Sg.auf Rückseite ab.
- (40) 拙稿「平和形成としての紛争」(前注26) 92頁以下(「ローテンブルク・フェーデ通告状[1388年]一覧表」) 参照。
- (41) StA. Frankfurt a. M., Reichssachen I 188-1, Ausf., Pap. unten aufgedrückt.
- (42) この点に関してOrth(前注11) 40(Anm.85)を参照されたい。
- (43) Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts-und Sozialgeschichte bis 1250, ausgewählt und übersetzt v.Lorenz Weinrich,Darmstadt 1977, 312 (17). cf. Kaufmann(前注30), Sp.1349;Rösener(前注31), 95(Anm.21).
- (44) cf.Orth(前注11) 41 („wann ein Widersagebrief eingetroffen war“), 42 („der Empfangstermin“).
- (45) 金印勅書(1356年)では、少なくとも3日の猶予が定められた(小倉欣一[前注13]97頁)。cf.Vogel(前注35) 179 mit Anm.527.
- (46) cf.Orth(前注11) 41(Anm.93), 41 („wenn die Schadenshandlung bereits getan war“). また通告・通告状が発せられぬままフェーデが実行された15世紀前期ニュルンベルクにおける事例はVogel(前注35) 178 mit Anm.523を参照。
- (47) cf.Orth(前注11) 38-9 („Fehdehandlungen ehrenhaft sind und nicht wiedergutmacht zu werden brauchen“).
- (48) cf.Orth(前注11) 43 („die Situation als günstig oder ungünstig für Schadenshandlung“).
- (49) 上野成利『暴力』(思考のフロンティア・岩波書店・2009) 61頁。

- (50) Konrad (前注1), Nr.78: StA. Frankfurt a.M., Reichssachen I 119-1, Ausf., Pap., Sg. auf Rückseite ab.Nr.79: StA.Frankfurt a.M.,Reichssachen N 461, Ausf., Pap., Sg.auf Rückseite beschädigt.
- (51) Konrad (前注1), Nrn.85, 86, 87.
- (52) Konrad (前注1), Nrn.88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95.
- (53) Konrad (前注1), Nrn.101, 102, 103, 104, 105.
- (54) Konrad (前注1), Nrn.110, 111, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151.
- (55) Konrad (前注1), Nrn.130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137.
- (56) Konrad (前注1), Nrn.142, 144, 145.
- (57) Orth (前注11) 42 (Anm.103).
- (58) 小倉欣一 (前注13) 104頁。
- (59) Ruser, Konrad, Zur Geschichte der Gesellschaften von Herren und Knechten in Süddeutschland während des 14. Jahrhunderts, in:Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte 34/35, 1975/76, 56-60: Beilagen Nr.12.
- (60) Ruser (前注59), 31 (Anm.145) f.
- (61) Maass,Max Peter, Halsgericht. Kriminalität und Strafjustiz in alter Zeit, Darmstadt 1968, 106.
- (62) Ruser (前注59), 65-66:Beilagen Nr.20. cf.Vischer, Wilhelm, Geschichte des schwäbischen Städtebundes der Jahre 1376-1389, in:Forschungen zur Deutschen Geschichte, 2, 1862, 139:Regesten Nr.152.
- (63) cf.Engel, Josef, Grosser Historischer Weltatlas, II, München 1970, S.112 d.
- (64) 同時代におけるラント平和裁判の諸事例として、拙稿「都市とラント平和裁判——14世紀後期の事例から——」『熊本法学』119号(2010)4頁以下、20頁以下を参照。
- (65) Ruser (前注59), 66 Beilagen Nr.20 mit Anm.Nr.20-3.
- (66) Crössmann, Klaus, Sühneverträge der Stadt Frankfurt am Main mit ihren Fehdegegnern. Untersucht und dargestellt anhand von Urkunden des 14. und 15.

Jahrhunderts aus dem Frankfurter Stadtarchiv, Diss. Frankfurt 1964, 15 mit Anm.22.

(67) Vischer (前注62), 38 (Anm.2).

(68) 従って、瀬原義生 (前注4) 355頁 (注5) がフィッシャー (前注62) に基づきこう書くのは、やや誤解がある。「獅子騎士団は8月16日、フランクフルト市へ挑戦状 Absagebrief をおくることによって、都市へのたたかいは開始した。フランクフルト市は団員数名を捕えたが、騎士団によって包囲され、捕虜の釈放をよぎなくされた。」これによれば、騎士団が戦闘を開始した後に、戦闘のなかで市が団員を捕らえたことになる。じつは、逆だったのである。

(69) Ruser (前注59), 66:Beilagen Nr.21.

(70) Witte, H./Wolfram, G.(Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Strassburg, 5, 1895-96, Nr.1389.

(71) Winkelmann, Eduard (Hg.), Acta Imperii Inedita Saeculi XIII et XIV, 2 (1200-1400), Innsbruck 1885 (Ndr. 1964), Nr.537. cf. Ruser, Konrad (Bearb.), Die Urkunden und Akten der oberdeutschen Städtebünde vom 13. Jahrhundert bis 1549, 1 (Vom 13. Jahrhundert bis 1347), Göttingen 1979, Nr.555.

(72) Ruser (前注2) Nr.596.

(73) Veesenmeyer, G./Bazing, H. (Hg.), Ulmisches Urkundenbuch, II-2, Ulm 1900, Nr.1061. cf. Ruser (前注2) Nr.671.

(74) 瀬原義生 (前注4) 391頁参照。

(75) Engel (前注63) S.112 bを参照。

(76) cf. Pfeiffer, Gerhard (Bearb.), Quellen zur Geschichte der fränkisch-bayerischen Landfriedensorganisation im Spätmittelalter, München 1975, Nr.134.

(77) 本書簡 (Nr.74) を始め、以下本文で取り上げる関係書簡 (Nr.75, 112, 113) については、Maass (前注61) 106 f.を参照。

(78) 拙稿「平和形成としての紛争」(前注26) 62頁以下参照。

(79) 池上俊一『儀礼と象徴の中世』(ヨーロッパの中世8・岩波書店・2008) 21

頁。

(80) Weinrich (前注43), 468 (5). cf. Reinle (前注19a), Sp.1518 f.

(81) ベンヤミン (野村修編訳) 『暴力批判論 他十編』 (岩波文庫・1996) 40頁。

(82) 拙稿「平和形成としての紛争」(前注26) 65頁(注154)。また池上俊一(前注79) 21頁(「新たな」「社会的役割」)。